令和５年度税制改正の概要

目　次

第１　相続税・贈与税関係 4
1　相続開始前に贈与があった場合の相続税額（相法19） 4
2　相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除等（相法21の11の２等） 4
3　相続時精算課税に係る相続税額等（相法21の15等） 5
4　相続税の申告書の記載事項（相規13） 8
5　贈与税の申告書等（相法28等） 8
6　贈与税の連帯納付義務の範囲（相令11） 9
7　相続税についての更正・決定等の期間制限の特則（相法36） 10
8　相続時精算課税等に係る贈与税の申告内容の開示等（相法49） 10
9　調書の提出（相法59） 11
10　特定の一般社団法人等に対する課税（相法66の２） 11
11　特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例（措法69の５） 12
12　国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等（措令40の３） 12
13　直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税（措法70の２の２） ... 12
14　直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税（措法70の２の３） 17
15　相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例（措法70の３の３） 18
16　非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等（措法70の７の５等） 21
17　非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例等（措法70の７の６等） 22
18　医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除等（措法70の７の９等） 22

第２　譲渡所得・山林所得関係 25
〔所法（株式等の譲渡所得等）関係〕 25
1　配当等とみなす金額（所法25） 25
2　国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予（所法137の２） ... 26
3　贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予（所法137の３） 26
〔措法（株式等の譲渡所得等）関係〕 27
1　特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等（措法29の２） 27
2　特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等（措法37の13） 27
3　特定新規中小企業者がその設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等（措法37の13の２） 30

4　特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等（措法37の13の３）……33
5　株式等を対価とする株式の譲渡に係る譲渡所得等の課税の特例（措法37の13の４）……33
6　非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税（措法９の８、37の14）……35
7　未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税（措令25の13の８）……40
8　外国組合員に対する課税の特例（措法41の21）……40
〔措置法（譲渡所得）関係〕……45
1　土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例（措法28の４）……45
2　優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（措法31の２）……45
3　被相続人の居住用財産の譲渡所得の特別控除の特例（措法35③）……45
4　低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除（措法35の３）……48
5　特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例（措法37、37の２、37の３、37の４）……49
6　既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例（措法37の５）……51
7　居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除（措法41の５）……52
8　特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除（措法41の５の２）……52

第３　登録免許税関係……55
〔登録免許税法関係〕……55
○　非課税法人……55
〔措置法（登録免許税）関係〕……55
○　特例の延長等……55

第４　その他……60
1　公示送達（通法14）……60
2　無申告加算税等（通法66等）……60

＜ 省略用語例 ＞

本情報において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示す。

国税通則法、(通法)	国税通則法（昭和37年法律第66号）
旧国税通則法	所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）による改正前の国税通則法（昭和37年法律第66号）
所得税法、(所法)	所得税法（昭和40年法律第33号）
所得税法令、(所令)	所得税法施行令（昭和40年政令第96号）
所得税法規則、(所規)	所得税法施行規則（昭和40年大蔵省令第11号）
法人税法、(法法)	法人税法（昭和40年法律第34号）
相続税法、(相法)	相続税法（昭和25年法律第73号）
相続税法令、(相令)	相続税法施行令（昭和25年政令第71号）
(相規)	相続税法施行規則（昭和25年大蔵省令第17号）
(旧相令)	相続税法施行令の一部を改正する政令（令和５年政令第136号）による改正前の相続税法施行令（昭和25年政令第71号）
(旧相規)	相続税法施行規則の一部を改正する省令（令和５年財務省令第15号）による改正前の相続税法施行規則（昭和25年大蔵省令第17号）
(登法)	登録免許税法（昭和42年法律第35号）
措置法、(措法)	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）
措置法令、(措令)	租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）
措置法規則、(措規)	租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）
旧措置法、(旧措法)	所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）
旧措置法令、(旧措令)	租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和５年政令第145号）による改正前の租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）
旧措置法規則	租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和５年財務省令第19号）による改正前の租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）
災害減免法	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）
改正法、(改正法)	所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）
(改正所令)	所得税法施行令及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令の一部を改正する政令（令和５年政令第134号）
(改正相令)	相続税法施行令の一部を改正する政令（令和５年政令第136号）
(改正相規)	相続税法施行規則の一部を改正する省令（令和５年財務省令第15号）
改正措置法令、(改正措令)	租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和５年政令第145号）
(改正措規)	租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和５年財務省令第19号）
令和４年改正法	所得税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４号）

令和５年度税制改正の概要

第１　相続税・贈与税関係

１　相続開始前に贈与があった場合の相続税額（相法19）

⑴　相続開始前に贈与があった場合の相続税の課税価格への加算期間の見直し

相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この第１において同じ。）により財産を取得した者が当該相続の開始前７年以内（改正前：３年以内）に当該相続に係る被相続人から贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この第１において同じ。）により財産を取得したことがある場合に、当該贈与により取得した財産の価額を相続税の課税価格に加算することとされた（相法19①）。

⑵　相続開始前に贈与があった場合の相続税の課税価格に加算する贈与財産の価額の改正

上記⑴の場合において相続税の課税価格に加算する贈与により取得した財産（以下この第１において「加算対象贈与財産」という。）の価額について、加算対象贈与財産のうち相続の開始前３年以内に取得した財産以外の財産については、当該財産の価額の合計額から100万円を控除した残額を相続税の課税価格に加算することとされた（相法19①）。

⑶　相続税額から控除する贈与税相当額の計算方法の改正

上記⑴の場合において相続税額から控除する贈与税相当額は、相続の開始前７年以内に当該相続に係る被相続人からの贈与により財産を取得した者に係る当該取得の日の属する年分の贈与税額に、当該財産の価額の合計額のうち上記⑴により相続税の課税価格に加算された部分の金額（当該財産のうち当該相続の開始前３年以内に取得した財産以外の財産にあっては、当該財産の価額の合計額から上記⑵により100万円を控除する前の当該財産の価額）が当該年分の贈与税の課税価格に算入された財産の価額の合計額のうちに占める割合を乗じて算出した金額とされた（相令４①）。

《適用時期》

１　上記⑴及び⑵の改正は、令和６年１月１日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用され、同日前に贈与により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による（改正法附則19①）。

２　令和６年１月１日から令和８年12月31日までの間に相続又は遺贈（当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続税法第21条の９第３項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含む。以下この《適用時期》において同じ。）により財産を取得する者については、上記⑴の加算期間は「当該相続の開始前３年以内」となる（改正法附則19②）。

３　令和９年１月１日から令和12年12月31日までの間に相続又は遺贈により財産を取得する者については、上記⑴の加算期間は「令和６年１月１日から当該相続の開始の日までの間」となる（改正法附則19③）。

４　上記⑶の改正は、令和６年１月１日から施行する（改正相令附則１本文）。

２　相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除等（相法21の11の２等）

○　相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除及び基礎控除の特例の創設

相続税法第21条の９第２項に規定する届出書（以下この第１において「相続時精算課税選択

届出書」という。）を提出した受贈者（以下この第１において「相続時精算課税適用者」という。）がその年中において相続時精算課税選択届出書に係る贈与者（以下この第１において「特定贈与者」という。）からの贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、相続時精算課税に係る贈与税の課税価格から110万円を控除することとされた（相法21の11の２①、措法70の３の２①②）。

(注) １　相続時精算課税適用者がその年中において２人以上の特定贈与者からの贈与により財産を取得した場合には、特定贈与者の異なるごとに、110万円に、特定贈与者ごとの贈与税の課税価格が当該課税価格の合計額のうちに占める割合を乗じて計算する（相法21の11の２②、相令５の２、措法70の３の２③、措令40の５の２）。

２　相続時精算課税適用者がその年中において特定贈与者からの贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、特定贈与者ごとの相続税法第21条の11の２第１項の規定（措置法第70条の３の２第１項の規定を含む。）による控除（以下この第１において「相続時精算課税に係る基礎控除」という。）後の贈与税の課税価格から相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の金額を控除した後の贈与税の課税価格にそれぞれ20％の税率を乗じて計算した金額とする（相法21の12①、21の13）。

《適用時期》

１　上記の改正は、令和６年１月１日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用される（改正法附則19④、51④）。

２　上記(注)２の改正は、令和６年１月１日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用され、同日前に贈与により取得した財産に係る贈与税については、なお従前の例による（改正法附則19⑤）。

３　相続時精算課税に係る相続税額等（相法21の15等）

(1)　特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算等される財産の価額の改正

上記２の創設に伴い、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算等される当該特定贈与者から贈与により取得した相続時精算課税適用財産（相続税法第21条の９第３項の規定の適用を受ける財産をいう。以下この第１において同じ。）の価額は、相続時精算課税に係る基礎控除をした後の残額とすることとされた（相法21の15①、21の16③）。

(2)　特定贈与者の死亡に係る相続税の債務控除の計算方法の改正

上記(1)の改正に伴い、特定贈与者の死亡に係る相続税の債務控除について、特定贈与者からの贈与により取得した相続時精算課税適用財産について相続税の課税価格に算入すべき価額は、相続時精算課税に係る基礎控除後の財産の価額から当該控除をすることとされた（相法21の15②、21の16②）。

(3)　相続税額の２割加算の対象とならない相続税額の計算方法の改正

上記(1)の改正に伴い、相続税額の２割加算の対象とならない相続税額について、特定贈与者の死亡に係る相続税の計算において相続時精算課税適用者の相続税法第17条《各相続人等の相続税額》の規定により算出した相続税額に、当該相続時精算課税適用者の相続時精算課税適用財産で当該特定贈与者の相続税法第18条第１項《相続税額の加算》に規定する一親等の血族であった期間内に当該特定贈与者から取得したもの（以下この(3)において「一親等時贈与財産」という。）の価額から当該期間内の各年分の贈与税について相続時精算課税に係る基礎控除を

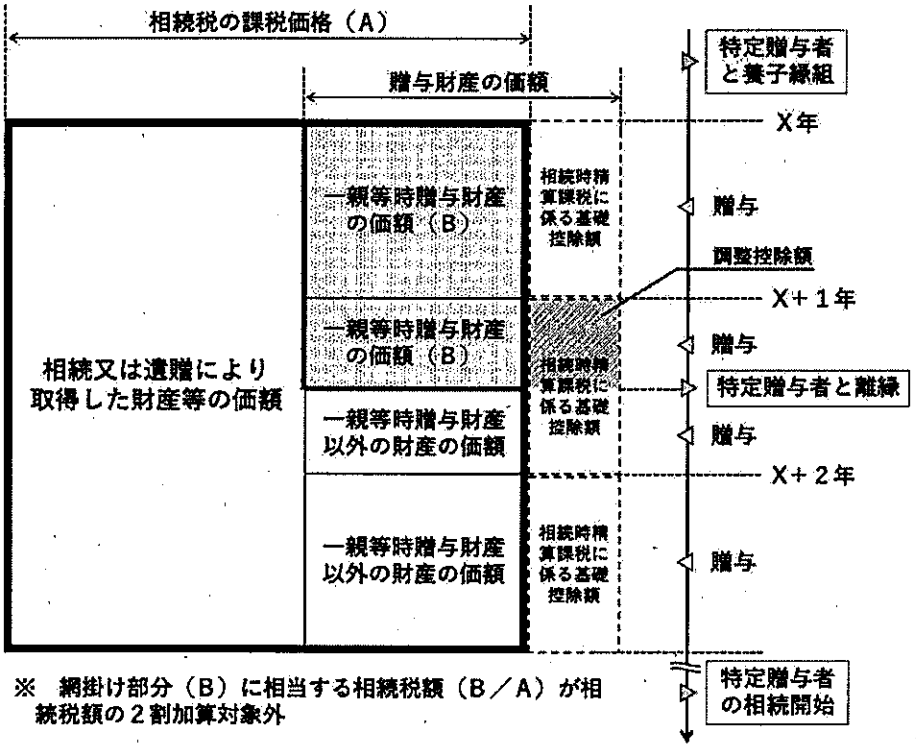
した残額（当該特定贈与者から一親等時贈与財産と一親等時贈与財産以外の相続時精算課税適用財産（以下この⑶において「一親等時贈与財産以外の財産」という。）とを取得した年分については、当該年分における一親等時贈与財産の価額から調整控除額(注)を控除した残額）の合計額が当該相続時精算課税適用者に係る特定贈与者の死亡に係る相続税の相続税法第21条の15第２項《相続又は遺贈により財産を取得した相続時精算課税適用者》又は第21条の16第２項《相続又は遺贈により財産を取得しなかった相続時精算課税適用者》の規定により読み替えて適用される相続税法第19条《相続開始前に贈与があった場合の相続税額》及び第21条の14《相続時精算課税に係る相続税額》から第21条の18《相続時精算課税選択届出書の提出前に死亡した場合》までの規定により計算された課税価格に算入された財産の価額のうちに占める割合を乗じて得た額とすることとされた（相令５の２の２①）。

(注)　「調整控除額」とは、その年分において特定贈与者から取得した財産の価額から控除した相続税法第21条の11の２第１項の規定により控除する金額（以下この第１において「相続時精算課税に係る基礎控除額」という。）に、当該年分における①に掲げる価額が当該年分における②に掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額をいう（相令５の２の２②）。

① 一親等時贈与財産の価額

② 一親等時贈与財産の価額と一親等時贈与財産以外の財産の価額との合計額

【参考】改正後の相続税額の２割加算の対象とならない相続税額の割合のイメージ



⑷　扶養義務者の相続税額から控除することができる未成年者控除額の計算方法の改正

上記⑴の改正に伴い、扶養義務者の相続税額から控除することができる未成年者控除額は、扶養義務者が被相続人から相続又は遺贈により取得した財産の価額と、当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した相続時精算課税適用財産の価額から相続時精算課税に係る基礎控除をした残額との合計額について、相続税法第15条《遺産に係る基礎控除》から第19条の

2《配偶者に対する相続税額の軽減》までの規定により算出した金額から控除することとされた（相令５の４②）。

(注) 1　相続税法第19条の３第２項の規定による控除を受けることができる扶養義務者が２人以上ある場合において各扶養義務者が同項の規定による控除を受けることができる金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める金額となる（相令５の４③）。

①　扶養義務者の全員が、協議によりその全員が控除を受けることができる金額の総額を各人ごとに配分してそれぞれその控除を受ける金額を定め、当該控除を受ける金額を記載した相続税法第27条又は第29条の規定による申告書（これらの申告書に係る期限後申告書を含む。）を提出した場合　これらの申告書に記載した金額

②　上記①に掲げる場合以外の場合　扶養義務者の全員が控除を受けることができる金額の総額を、各人が相続税法第19条の３第２項に規定する相続又は遺贈により取得した財産の価額と、当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した相続時精算課税適用財産の価額から相続時精算課税に係る基礎控除をした残額との合計額につき相続税法第15条から第19条の２までの規定により算出した金額によりあん分して計算した金額

2　上記の改正は、扶養義務者の相続税額から控除することができる障害者控除額の計算についても同様となる（相令５の４③で準用する相令４の３、相令４の４③で準用する相令４の３）。

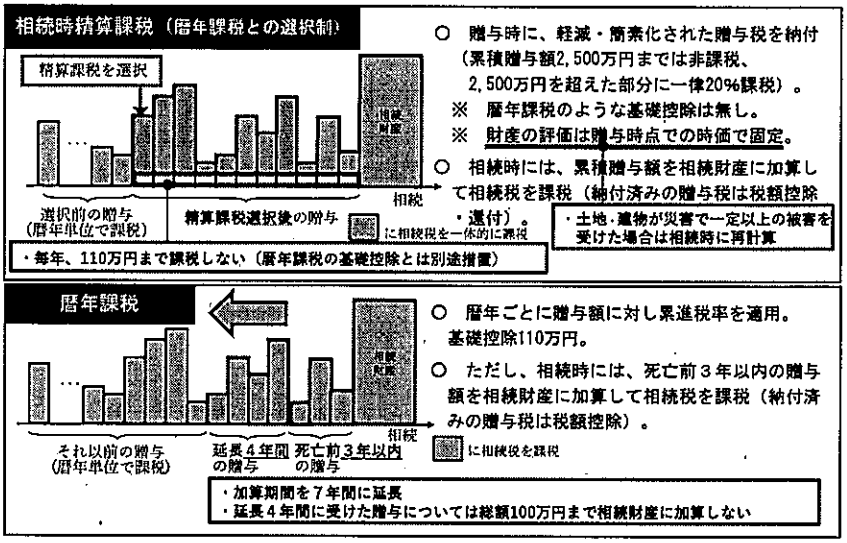
(5)　在外財産に対する相続税額の控除限度額の改正

上記(1)の改正に伴い、在外財産に対する相続税額の控除限度額は、相続又は遺贈（相続税法第21条の２第４項に規定する贈与を含む。以下この(5)において同じ。）により相続税法の施行地外にある財産（以下この(5)において「国外財産」という。）を取得した者について相続税法第15条《遺産に係る基礎控除》から第20条《相次相続控除》までの規定により算出した金額に、当該国外財産の価額が、当該相続又は遺贈により取得した財産の価額と、当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した相続時精算課税適用財産の価額から相続時精算課税に係る基礎控除をした残額との合計額のうち課税価格計算の基礎に算入された部分のうちに占める割合を乗じて算出した金額とすることとされた（相令５の４②）。

《適用時期》

上記の改正は、令和６年１月１日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用され、同日前に贈与により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による（改正法附則19①、改正相令附則３、４）。

【参考】令和５年度税制改正〔資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築〕



4　相続税の申告書の記載事項（相規13）

○　相続税の申告書の記載事項の改正

上記１⑵及び３⑴の改正に伴い、相続税の申告書の記載事項について、次の措置が講じられた（相規13①六、七）。

⑴　相続税法第19条の規定の適用がある場合の加算対象贈与財産の種類等の記載について、当該加算対象贈与財産のうち相続の開始前３年以内に取得した財産以外の財産の価額の合計額から100万円を控除した残額がない場合には、当該財産の記載は要しないこととされた。

⑵　相続税法第21条の14から第21条の18までの規定の適用がある場合の記載事項について、相続時精算課税に係る基礎控除額の記載を要することとされた。また、当該財産を取得した日の属する年分の贈与税の課税価格から相続時精算課税に係る基礎控除額を控除した残額がない場合には、贈与税の申告書を提出した税務署の名称等の記載は要しないこととされた。

《適用時期》

上記の改正は、令和６年１月１日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用され、同日前に贈与により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による（改正相規附則２②）。

5　贈与税の申告書等（相法28等）

⑴　贈与税の申告書の提出義務の改正

上記２の創設に伴い、贈与税の申告書の提出をしなければならない場合について、贈与により取得した財産が相続時精算課税適用財産であるときは、相続時精算課税に係る基礎控除後の贈与税の課税価格がある場合に限ることとされた（相法28①）。

また、相続時精算課税適用者が年の中途において死亡した場合においても、同様の措置が講じられた（相法28②二）。

⑵　相続時精算課税選択届出書の提出方法の改正

相続時精算課税選択届出書の提出は、贈与税の申告書を提出する場合には、当該申告書に添

付してしなければならないこととされた（相令５①、５の６①）。

(注)　したがって、贈与税の申告書の提出義務のない者が、贈与により取得した財産について相続時精算課税を選択する場合には、相続時精算課税選択届出書を単独で提出することとなる。

⑶　相続時精算課税選択届出書の記載事項の追加

上記⑵の改正に伴い、相続時精算課税選択届出書の記載事項について、次の事項が追加された（相規10①一、四）。

イ　相続時精算課税選択届出書を提出する者の個人番号（個人番号を有しない者又は相続税法令第５条第１項後段若しくは第４項の規定により相続時精算課税選択届出書を提出する者を除く。）

ロ　相続税法第28条第１項の規定による申告書を提出しない場合には、その旨

また、相続時精算課税適用者が相続時精算課税選択届出書の提出前に死亡した場合において、相続人が提出する相続時精算課税選択届出書の記載事項についても、同様の措置が講じられた（相規10②三、五）。

⑷　贈与税の申告書の記載事項の追加

上記２の創設に伴い、贈与税の申告書の記載事項について、相続時精算課税に係る基礎控除額の記載を要することとされた（相規12一、17①一）。

《適用時期》

１　上記⑴の改正は、令和６年１月１日以後に贈与により財産を取得する者が提出する贈与税の申告書について適用され、同日前に贈与により財産を取得した者が提出する贈与税の申告書については、なお従前の例による（改正法附則19⑥）。

２　上記⑵の改正は、令和６年１月１日以後に贈与により財産を取得する者が提出する相続時精算課税選択届出書について適用され、同日前に贈与により財産を取得した者が提出する相続時精算課税選択届出書については、なお従前の例による（改正相令附則２、５）。

３　上記⑶の改正は、令和６年１月１日以後に贈与により財産を取得する者（当該者の相続人（包括受遺者を含む。以下この《適用時期》３において同じ。）が相続税法第21条の18第１項の規定の適用を受ける場合には、当該相続人）が提出する相続時精算課税選択届出書について適用され、同日前に贈与により財産を取得した者（当該者の相続人が同項の規定の適用を受ける場合には、当該相続人）が提出する相続時精算課税選択届出書については、なお従前の例による（改正相規附則２①）。

４　上記⑷の改正は、令和６年１月１日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用され、同日前に贈与により取得した財産に係る贈与税については、なお従前の例による（改正相規附則２②）。

６　贈与税の連帯納付義務の範囲（相令11）

○　贈与者の連帯納付義務に係る贈与税額の改正

上記２の創設に伴い、贈与者の連帯納付義務における相続時精算課税適用財産に係る贈与税額は、贈与税の課税価格から相続時精算課税に係る基礎控除をした金額（相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の適用がある場合には、当該特別控除後の金額）を基礎に計算することとされた（相令11）。

《適用時期》

上記の改正は、令和６年１月１日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用され、同日前に贈与により取得した財産に係る贈与税については、なお従前の例による（改正相令附則６）。

7　相続税についての更正・決定等の期間制限の特則（相法36）

○　相続税についての更正・決定等の期間制限の特則の創設

国税通則法第70条第１項の規定により更正をすることができないこととなる日前６月以内に相続税について更正の請求がされた場合において、当該請求に係る更正に伴い当該請求をした者の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した他の者に係る相続税の課税価格等に異動を生ずるとき（当該請求が当該他の者について更正決定等をすることができないこととなる日前６月以内にされた場合に限る。）は、当該相続税に係る更正若しくは決定又は当該更正若しくは決定若しくは期限後申告書若しくは修正申告書の提出に伴う加算税の賦課決定は、当該請求があった日から６月を経過する日まですることができることとされた（相法36）。

《適用時期》

上記の改正は、令和５年４月１日以後に相続税の申告書の提出期限が到来する相続税について適用される（改正法附則19⑦）。

8　相続時精算課税等に係る贈与税の申告内容の開示等（相法49）

(1)　開示する相続時精算課税等に係る贈与税の課税価格の改正

上記１(2)及び３(1)の改正に伴い、贈与税の申告内容の開示の対象となる贈与税の課税価格は、次に掲げる金額とされた（相法49①）。

イ　他の共同相続人等が被相続人から贈与により取得した次に掲げる加算対象贈与財産の区分に応じそれぞれ次に定める贈与税の課税価格に係る金額の合計額

(イ)　相続の開始前３年以内に取得した加算対象贈与財産　贈与税の申告書に記載された贈与税の課税価格の合計額

(ロ)　(イ)に掲げる加算対象贈与財産以外の加算対象贈与財産　贈与税の申告書に記載された贈与税の課税価格の合計額から100万円を控除した残額

ロ　他の共同相続人等が当該被相続人から贈与により取得した相続時精算課税適用財産に係る贈与税の申告書に記載された相続時精算課税に係る基礎控除後の贈与税の課税価格の合計額

(2)　相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例の適用がある場合における開示する相続時精算課税等に係る贈与税の課税価格

相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例（下記15参照）の創設に伴い、当該特例の適用がある場合において開示する上記(1)ロに掲げる金額は、他の共同相続人等が被相続人から贈与により取得した相続時精算課税適用財産に係る贈与税の申告書に記載された相続時精算課税に係る基礎控除後の贈与税の課税価格から、一定の災害（下記15(1)(注)１参照）によって被害を受けた部分に対応する金額（下記15(1)(注)２参照）を控除した残額の合計額とすることとされた（措法70の３の３②）。

《適用時期》

1　上記(1)の改正は、令和６年１月１日以後に相続又は遺贈（当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続税法第21条の９第３項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含む。以下この《適用時期》において同じ。）により財産を取得する者がする開示の請求について適用され、同日前に相続又は遺贈により財産を取得した者がする開示の請求については、なお従前の例による（改正法附則19⑧）。

2　令和６年１月１日から令和８年12月31日までの間に相続又は遺贈により財産を取得する者に係る上記(1)イの加算対象贈与財産は、「当該他の共同相続人等が被相続人から当該相続の開始前３年以内に取得した財産（相続時精算課税適用財産を除く。）」となる（改正法附則19⑨）。

3　令和９年１月１日から令和12年12月31日までの間に相続又は遺贈により財産を取得する者に係る上記(1)イの加算対象贈与財産は、「令和６年１月１日から当該相続の開始の日までの間に当該他の共同相続人等が被相続人から取得した財産（相続時精算課税適用財産を除く。）」となる（改正法附則19⑩）。

4　令和５年12月31日以前に贈与により取得した相続時精算課税適用財産に係る上記(1)ロの「相続時精算課税に係る基礎控除後の贈与税」は、「贈与税」となる（改正法附則19⑪）。

5　上記(2)の改正は、令和６年１月１日以後に措置法第70条の３の３第１項の土地又は建物が同項に規定する災害により被害を受ける場合について適用される（改正法附則51⑤）。

9　調書の提出（相法59）

○　光ディスク等の提出をするための所轄税務署長の事前承認等の要件の廃止

調書の提出義務者のうち電子情報処理組織又は光ディスク等による提出義務制度の対象とならないものが、調書の書面による提出に代えてその調書に記載すべき事項を記録した光ディスク等の提出をするための要件であるその者が受けるべき所轄税務署長の承認等を不要とすることとされた（相法59⑥、旧相令30③、旧相規30⑬）。

《適用時期》

上記の改正は、令和５年４月１日以後に提出すべき調書について適用され、同日前に提出すべき調書については、なお従前の例による（改正法附則19⑫）。

10　特定の一般社団法人等に対する課税（相法66の２）

○　相続税法第19条第１項の規定の不適用となる財産の価額の改正

上記１(1)の改正に伴い、特定の一般社団法人等に対する課税の適用がある場合における特定一般社団法人等が相続開始前７年以内（改正前：３年以内）に当該相続に係る被相続人から贈与により取得した財産の価額については、相続税法第19条第１項の規定は適用されないこととされた（相法66の２⑤）。

《適用時期》

1　上記の改正は、令和６年１月１日以後に特定一般社団法人等が贈与により取得する財産に係る相続税について適用され、同日前に特定一般社団法人等が贈与により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による（改正法附則19⑬）。

2　令和６年１月１日から令和８年12月31日までの間に遺贈（当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続税法第21条の９第３項の規定の適用を受けるものに係る

贈与を含む。以下この《適用時期》において同じ。）により金額を取得したものとみなされる特定一般社団法人等について、相続開始前３年以内に当該相続に係る被相続人から贈与により取得した財産の価額については、相続税法第19条第１項の規定は適用されない（改正法附則19⑭）。

３　令和９年１月１日から令和12年12月31日までの間に遺贈により金額を取得したものとみなされる特定一般社団法人等について、令和６年１月１日から被相続人に係る相続の開始の日までの間に当該相続に係る被相続人から贈与により取得した財産の価額については、相続税法第19条第１項の規定は適用されない（改正法附則19⑮）。

11　特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例（措法69の５）

○　選択特定計画山林が相続時精算課税の適用を受けるものである場合の相続税の課税価格に算入すべき価額の改正

上記３(1)の改正に伴い、選択特定計画山林が相続税法第21条の９第３項（措置法第70条の２の６第１項、第70条の２の７第１項（第70条の２の８において準用する場合を含む。）又は第70条の３第１項において準用する場合を含む。）の規定（以下13までにおいて「相続時精算課税の規定」という。）の適用を受ける贈与により取得したものである場合の当該選択特定計画山林につき相続税の課税価格に算入すべき価額について、当該選択特定計画山林の価額から相続時精算課税に係る基礎控除をした残額に95％を乗じて計算した金額とすることとされた（措法69の５①）。

《適用時期》

上記の改正は、相続時精算課税の規定の適用を受ける特定計画山林を贈与により取得する場合において、令和６年１月１日以後に贈与により取得する特定計画山林に係る相続税について適用される（改正法附則51①）。

12　国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等（措令40の３）

○　対象となる科学又は教育の振興に寄与するところが著しい公益法人等の追加

相続財産を贈与した場合の相続税の非課税制度の対象となる公益の増進に著しく寄与する法人の範囲に福島国際研究教育機構が加えられた（措令40の３二）。

《適用時期》

上記の改正は、令和５年４月１日から施行する（改正措令附則１本文）。

13　直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税（措法70の２の２）

(1)　適用期限の延長

特例の適用期限が令和８年３月31日まで３年延長された（措法70の２の２①）。

(2)　贈与者死亡時の相続税課税の対象範囲の見直し

信託等をした日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合において、当該贈与者から相続又は遺贈（当該贈与者からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の規定の適用を受けるものに係る贈与を含む。以下この(2)において同じ。）により財産を取得した全ての者に係る措置法第70条の２の２第12項第２号の規定の適用がないものとした場合における相続税の課税価格の合計額（以下この13において「贈与者に係る相続税の課税価格

の合計額」という。）(注1)が５億円を超えるときは、贈与者の死亡の日において受贈者が23歳未満である場合等(注2)であっても、その死亡の日における管理残額を当該受贈者が当該贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなすこととされた（措法70の２の２⑬）。

(注) 1　国税通則法第70条第１項若しくは第３項又は相続税法第36条の規定により国税通則法第58条第１項第１号イに規定する更正決定等をすることができないこととなる日前に相続税額の計算の基礎となった財産の価額及び債務の金額を基準として計算するものとする（措法70の２の２⑭）。したがって、これらの日前で「贈与者に係る相続税の課税価格の合計額」が判定されることになるため、同日以後に相続税法第32条第１項各号又は国税通則法第23条第２項各号の事由に該当し、その課税価格が異なることになった場合でも、上記の「贈与者に係る相続税の課税価格の合計額」は変わらないこととなる。

2　「23歳未満である場合等」とは、次に掲げる場合（②又は③に掲げる場合に該当する場合にあっては、当該受贈者がその旨を明らかにする書類（電磁的記録を含む。）を措置法第70条の２の２第12項第１号の規定による届出と併せて提出又は提供をした場合に限る。）をいう（措法70の２の２⑬）。

①　23歳未満である場合

②　学校等に在学している場合

③　教育訓練（雇用保険法第60条の２第１項に規定する教育訓練をいう。）を受けている場合

【参考】贈与者死亡時の管理残額に対する課税の見直し

<table>
<tr><th colspan="2">受贈者
贈与者</th><th colspan="2">贈与者死亡時の受贈者</th></tr>
<tr><th colspan="2"></th><th>23歳未満である場合等</th><th>左記以外の場合</th></tr>
<tr><td rowspan="2">贈与者に係る相続税の課税価格の合計額</td><td>５億円以下</td><td>贈与者死亡時の管理残額を、贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算しない。</td><td rowspan="2">贈与者死亡時の管理残額を、贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算する。</td></tr>
<tr><td>５億円超</td><td>【改正前】
同上（加算しない）

【改正後】
同右（加算する）</td></tr>
</table>

(3)　教育資金管理契約の終了時における贈与税課税の適用税率の見直し

受贈者が30歳に達したこと等により教育資金管理契約が終了した場合において、非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額に贈与税が課されるときの「直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例」の適用については、当該残額を一般贈与財産とみなすこととされた（措法70の２の２⑰）。

(4)　対象となる教育資金の範囲の拡充

特例の対象となる教育資金の範囲に、都道府県知事等から国家戦略特別区域内に所在する場合の外国の保育士資格を有する者の人員配置基準等の一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設に支払われる保育料等が加えられた（令和５年文部科学省・厚生労働省告示第４号）。

(5) 贈与者死亡時の取扱金融機関の営業所等への手続き等の改正

上記(2)の受贈者が23歳未満である場合等に該当した場合において、上記(2)の贈与者の死亡に係る相続税法第27条第１項の規定による期限内申告書の提出期限を経過したときは、次に定めるところによることとされた（措法70の２の２⑮、措規23の５の３⑬⑭）。

イ　当該受贈者は、速やかに、贈与者に係る相続税の課税価格の合計額が５億円を超えるかどうかを確認するために必要と認められる書類（電磁的記録を含む。以下この13において「確認書類等」という。）(注)を取扱金融機関の営業所等に提出又は提供をしなければならない。

(注)　「確認書類等」とは、相続税法第27条第１項の規定による期限内申告書の提出期限において次に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ、それぞれに定める書類をいう。

①　贈与者に係る相続税の課税価格の合計額が５億円を超える場合　その旨を記載した書類及び次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

A　受贈者が上記(2)の贈与者の死亡に係る相続税法第27条第１項の規定による申告書を提出している場合　当該申告書の写し

B　Aに掲げる場合以外の場合　当該贈与者に係る相続税の課税価格の合計額の計算に関する明細を記載した書類

②　①に掲げる場合以外の場合　上記(2)の贈与者に係る相続税の課税価格の合計額が５億円を超えない旨を記載した書類

ロ　上記イの取扱金融機関の営業所等は、確認書類等に記載又は記録がされた事項に基づき、措置法第70条の２の２第12項第２号の規定の適用を受けた者について、同項第３号の規定による管理残額の記録をしなければならない。

ハ　上記イの取扱金融機関の営業所等は、受贈者から提出又は提供を受けた確認書類等を、一定の方法により、一定期間保存しなければならない。

(6) 税務署長の取扱金融機関への通知事由の追加

税務署長は、受贈者の贈与者に係る相続税の課税価格の合計額が、国税通則法第24条若しくは第26条の規定による更正若しくは相続税法第25条の規定による決定又は期限後申告書若しくは修正申告書の提出により５億円を超えることとなること又は５億円以下となることを知った場合には、取扱金融機関の営業所等の長にその旨等を通知するものとされた（措法70の２の２⑳四）。

(7) 教育資金管理契約の終了に関する調書の改正

上記(2)及び(3)の改正に伴い、措置法規則別表第11(6)に定める教育資金管理契約の終了に関する調書（以下この13において「教育資金管理契約の終了に関する調書」という。）の様式について、「左のうち一般贈与財産とみなされる金額」の項が設けられるなどの改正がされた（措規別表第11(6)）。

《適用時期》

１　上記の改正は、令和５年４月１日以後に措置法第70条の２の２第１項に規定する信託受益権、金銭又は同項に規定する金銭等（以下この《適用時期》において「信託受益権等」という。）を取得する個人（以下この《適用時期》において「新法適用者」という。）に係る当該信託受益権等に係る相続税又は贈与税について適用され、同日前に信託受益権等を取得した個人（新法適用者を除く。）に係る当該信託受益権等に係る相続税又は贈与税について

は、なお従前の例による（改正法附則51②）。

2　令和５年４月１日前に新法適用者が贈与者から旧措置法第70条の２の２第１項本文の規定の適用に係る信託受益権等を取得した場合において、教育資金管理契約の終了の日前に当該贈与者が死亡したときは、改正措置法令附則第14条第１項の規定により計算した金額に係る贈与税については、旧措置法令第40条の４の３第26項第４号の規定は、なおその効力を有する（改正措令附則14①）。

なお、令和５年４月１日前に贈与者から信託受益権等を取得した新法適用者に係る上記⑶の一般贈与財産とみなされる残額は、下記【算式】により計算した金額となる（改正措令附則14⑤）。また、措置法第70条の２の２第17項に規定する残額から下記【算式】により計算した金額を控除した残額をもって、上記のなお効力を有することとされる旧措置法令第40条の４の３第26項第４号の規定が適用される金額として取り扱う。

【算式】

$$(A-B) \times \frac{C}{D}$$

上記【算式】中の「A」、「B」、「C」及び「D」は、それぞれ次による。

A＝措置法第70条の２の２第17項に規定する非課税拠出額

B＝措置法第70条の２の２第17項に規定する教育資金支出額

C＝令和５年４月１日以後に贈与者から取得をした信託受益権等（※1）のうち措置法第70条の２の２第１項本文の規定（以下この《適用時期》において「教育資金の非課税」という。）の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額

D＝贈与者から取得をした信託受益権等（※1）のうち教育資金の非課税の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額

※１　教育資金管理契約の終了の日前に贈与者の死亡につき相続又は遺贈により取得したものとみなされた管理残額がある場合には、その管理残額に係る信託受益権等の価額（※2）に相当する部分を除く。

２　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める信託受益権等を除く。

①　その贈与者の死亡の日において23歳未満である場合等に該当する場合

・　令和５年３月31日以前に取得したもの

②　その贈与者の死亡の日において23歳未満である場合等に該当しない場合

・　平成31年３月31日以前に取得したもの

・　平成31年４月１日から令和３年３月31日までの間に取得したもののうち、他の贈与者の死亡前３年以内に取得したものではないもの

３　贈与者が２以上ある場合の「（A－B）」は、当該贈与者に係る措置法令第40条の４の３第26項第３号の規定により算出した金額となる。

3　令和５年４月１日前に信託受益権等を取得した新法適用者に係る管理残額の計算は、次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める【算式】により計算した金額となる（措法70の２の２⑫、措令40の４の３㉑、改正措令附則14②③）。

①　受贈者が、贈与者の死亡の日において23歳未満である場合等に該当する場合（令和５年４月１日以後に贈与者から信託受益権等を取得し、教育資金の非課税の適用を受けたことがある場合に限る。）

【算式①】

$$(A-B) \times \frac{C}{E}$$

※　上記管理残額は、死亡した贈与者に係る相続税の課税価格の合計額が５億円を超える場合には、その贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされる。

②　受贈者が、贈与者の死亡の日において23歳未満である場合等に該当しない場合

【算式②】

$$(A-B) \times \frac{D}{E}$$

上記【算式①】及び【算式②】中の「A」、「B」、「C」、「D」及び「E」は、それぞれ次による。

A＝贈与者が死亡した日における措置法令第40条の４の３第21項に規定する非課税拠出額

B＝贈与者が死亡した日における措置法令第40条の４の３第21項に規定する教育資金支出額(※1)

C＝死亡した贈与者から令和５年４月１日以後に取得した信託受益権等のうち教育資金の非課税の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額

D＝死亡した贈与者から取得した信託受益権等(※2)のうち教育資金の非課税の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額

E＝贈与者が死亡した日における教育資金管理契約に係る非課税拠出額(※3)

※１　その贈与者の死亡の日前に死亡した他の贈与者がいる場合において、その死亡につき相続又は遺贈により取得したものとみなされた管理残額があるときは、その管理残額を含むことに留意する。

２　次に定める信託受益権等を除く。

①　平成31年３月31日以前に取得をしたもの

②　平成31年４月１日から令和３年３月31日までの間に取得をしたもののうち、その贈与者の死亡前３年以内に取得をしたものではないもの

３　当該贈与者の死亡の日前に死亡した他の贈与者の死亡につき相続又は遺贈により取得したものとみなされた管理残額がある場合には、非課税拠出額から当該他の贈与者から取得をした信託受益権等(※4)のうち教育資金の非課税の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額を控除した残額となることに留意する。

４　次に定める信託受益権等を除く。

①　他の贈与者の死亡の日において受贈者が23歳未満である場合等に該当する場合

・　令和５年３月31日以前に取得したもの

②　他の贈与者の死亡の日において受贈者が23歳未満である場合等に該当しない場合

・　平成31年３月31日以前に取得したもの

・　平成31年４月１日から令和３年３月31日までの間に取得したもののうち、他の贈与者の死亡前３年以内に取得したものではないもの

４　令和５年４月１日前に信託受益権等を取得した新法適用者（23歳未満である場合等に該当しない場合に限る。）についての相続税法第18条第１項《相続税額の加算》の規定の適用

に係る相続税額の計算の基礎となる管理残額は、次の【算式】により計算した金額となる（改正措令附則14④）。

【算式】

$$A \times \frac{C}{B+C}$$

(注)　上記【算式】中の「A」、「B」及び「C」は、それぞれ次による。

A＝上記 (注) 3②の【算式②】により算出した管理残額

B＝死亡した贈与者から令和２年４月１日から令和３年３月31日までの間に取得をした信託受益権等（その贈与者の死亡前３年以内に取得をしたものに限る。）のうち、教育資金の非課税の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額

C＝死亡した贈与者から令和３年４月１日以後に取得をした信託受益権等のうち、教育資金の非課税の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額

5　上記(7)による改正後の教育資金管理契約の終了に関する調書（備考２(3)ホ、(6)及び(8)に係る部分に限る。）は、新法適用者に係る措置法第70条の２の２第19項に規定する教育資金管理契約の終了に関する調書について適用され、令和５年４月１日前に信託受益権等を取得した個人（新法適用者を除く。）に係る教育資金管理契約の終了に関する調書については、なお従前の例による（改正措規附則13②）。

6　教育資金管理契約の終了に関する調書は、当分の間、旧措置法規則別表第11(6)に定める調書に、改正後の教育資金管理契約の終了に関する調書に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる（改正措規附則13④）。

（参考）

○　租税特別措置法施行令（租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和５年政令第145号）第１条の規定による改正前）（抄）

（直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）

第四十条の四の三　省　略

２～25　省　略

26　教育資金管理契約が終了した場合において、法第七十条の二の二第十五項の規定により贈与税の課税価格に算入される残額があるときにおける当該残額に係る贈与税については、次に定めるところによる。

一～三　省　略

四　第一号ロに掲げる場合に該当する場合における法第七十条の二の五（第二項及び第五項を除く。）の規定の適用については、同号ロに定める個人を同号の受贈者の直系尊属とみなす。

27～48　省　略

14　直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税（措法70の２の３）

(1)　適用期限の延長

特例の適用期限が令和７年３月31日まで２年延長された（措法70の２の３①）。

(2)　結婚・子育て資金管理契約の終了時における贈与税課税の適用税率の見直し

上記13(3)と同様の措置が講じられた（措法70の２の３⑭）。

(3)　結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書の改正

上記(2)の改正に伴い、措置法規則別表第12(6)に定める結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書（以下この14において「結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書」という。）

の様式について、「左のうち一般贈与財産とみなされる金額」の項が設けられるなどの改正がされた（措規別表第12(6)）。

《適用時期》

1　上記(2)の改正は、令和５年４月１日以後に措置法第70条の２の３第１項に規定する信託受益権、金銭又は同項に規定する金銭等（以下この《適用時期》において「信託受益権等」という。）を取得する個人（以下この《適用時期》において「新法適用者」という。）に係る当該信託受益権等に係る贈与税について適用され、同日前に信託受益権等を取得した個人（新法適用者を除く。）に係る当該信託受益権等に係る贈与税については、なお従前の例による（改正法附則51③）。

2　令和５年４月１日前に措置法第70条の３の３第12項に規定する贈与者から信託受益権等を取得した新法適用者に係る一般贈与財産とみなされる措置法第70条の２の３第14項に規定する残額は、下記【算式】により計算した金額となる（改正措令附則14⑥）。

【算式】

$$(A-B)^{(※)} \times \frac{C}{C+D}$$

上記【算式】中の「A」、「B」、「C」及び「D」は、それぞれ次による。

A＝非課税拠出額

B＝結婚・子育て資金支出額

C＝令和５年４月１日以後に贈与者から取得をした信託受益権等のうち措置法第70条の２の３第１項本文の規定の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額

D＝令和５年３月31日以前に当該贈与者から取得をした信託受益権等のうち旧措置法第70条の２の３第１項本文の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額

※　贈与者が２以上ある場合は、当該贈与者に係る措置法令第40条の４の４第25項第２号の規定により算出した金額となる。

3　上記(3)による改正後の結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書（備考２(3)ホ及び(6)に係る部分に限る。）は、新法適用者に係る結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書について適用され、令和５年４月１日前に信託受益権等を取得した個人（新法適用者を除く。）に係る結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書については、なお従前の例による（改正措規附則13③）。

4　結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書は、当分の間、旧措置法規則別表第12(6)に定める調書に、改正後の結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる（改正措規附則13④）。

15　相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例（措法70の３の３）

(1)　概要

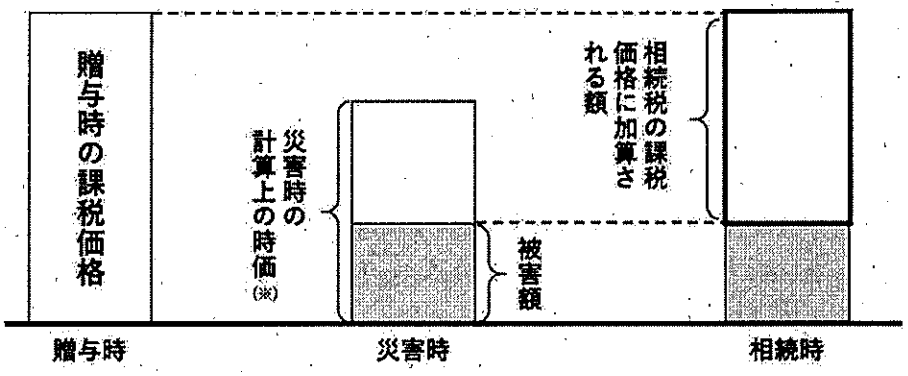
相続時精算課税適用者が特定贈与者からの贈与により取得した土地又は建物（以下この15において「土地又は建物」という。）が、当該贈与を受けた日から当該特定贈与者の死亡に係る相続税法第27条第１項の規定による期限内申告書の提出期限までの間に災害(注1)によって

相当の被害を受けた場合（当該相続時精算課税適用者（相続税法第21条の17又は第21条の18の規定により当該相続時精算課税適用者に係る権利又は義務を承継した当該相続時精算課税適用者の相続税法第21条の17第１項に規定する相続人（包括受遺者を含む。）を含む。以下(4)及び(5)において同じ。）が当該土地又は建物を当該贈与を受けた日から当該災害が発生した日まで引き続き所有していた場合に限る。）において、当該相続時精算課税適用者が、贈与税の納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該相続税の課税価格への加算等の基礎となる当該土地又は建物の価額は、当該贈与の時における価額から当該価額のうち当該災害によって被害を受けた部分に対応する一定の金額（注2）を控除した残額とする特例が創設された（措法70の３の３①）。

(注) 1　震災、風水害、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害及び火災、鉱害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害並びに害虫、害獣その他の生物による異常な災害をいう（措法70の３の３①、措令40の５の３①）。

2　下記(6)により承認を受けた災害に係る土地又は建物ごとの下記(2)イ又はロの被災価額の合計額をいう。この場合において、当該合計額は、それぞれこれらの土地又は建物の贈与の時における価額を限度とする（措令40の５の３⑩）。

【参考】相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例（計算のイメージ）



※　土地については、贈与時の価額、建物については、想定価額となる。

(2)　特例の適用対象となる相当の被害

この特例の適用対象となる「相当の被害」とは、相続時精算課税適用者が特定贈与者からの贈与により取得した次に掲げる財産の区分に応じ次に定める程度の被害をいう（措令40の５の３③）。

イ　土地　当該土地の贈与の時における価額のうちに当該土地に係る被災価額（下記(3)ロ参照）の占める割合が10分の１以上となる被害

ロ　建物　当該建物の想定価額（下記(3)イ参照）のうちに当該建物に係る被災価額（下記(3)ロ参照）の占める割合が10分の１以上となる被害

(注)　上記の被災価額は、土地に係るものについては、当該土地の贈与の時における価額を限度とし、建物に係るものについては、当該建物の想定価額を限度とする。この場合において、当該想定価額が零となるときは、当該建物に係る被災価額は、ないものとみなす（措令40の５の３④）。

(3)　想定価額及び被災価額

この特例において「想定価額」及び「被災価額」とは、それぞれ次に定めるところによる（措

令40の５の３②)。

イ　想定価額

災害により被害を受けた建物の特定贈与者からの贈与の時における価額に(イ)に掲げる年数を(ロ)に掲げる年数で除して得た数を乗じて計算した金額をいう。

(イ)　当該災害が発生した日において当該建物の使用可能期間のうちいまだ経過していない一定の期間(注1)の年数（措令40の５の３②一イ）

(ロ)　当該贈与の日において当該建物の使用可能期間のうちいまだ経過していない一定の期間(注2)の年数（措令40の５の３②一ロ）

(注) 1　①に掲げる年数から②に掲げる年数を控除した年数をいう（措規23の６の２①)。

①　次に掲げる建物の区分に応じそれぞれ次に定める年数

A　贈与の日において想定使用可能期間の年数（建物の全部が事務所用であるものとした場合における当該建物に係る減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一に定める耐用年数をいう。以下この①において同じ。）の全部を経過している建物　当該想定使用可能期間の年数の100分の20に相当する年数

B　Aに掲げる建物以外の建物　当該建物の新築の日から贈与の日までの期間の年数を当該建物の想定使用可能期間の年数から控除した年数に、当該新築の日から贈与の日までの期間の年数の100分の20に相当する年数を加算した年数

②　贈与の日から災害が発生した日までの期間の年数（当該年数が上記①に掲げる年数を超える場合には、上記①に掲げる年数）

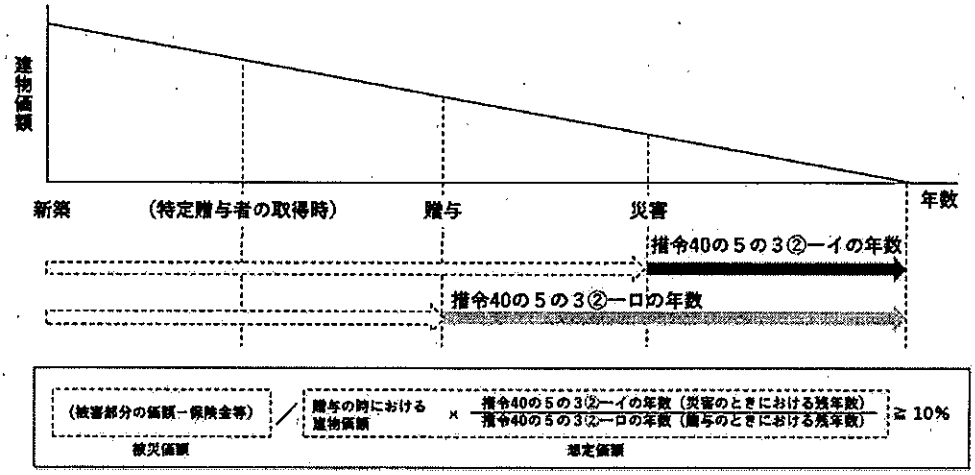
※　上記①A及びB並びに②の年数が１年未満である場合又はこれらの年数に１年未満の端数がある場合には、それぞれこれらの年数又は端数を切り捨てる（措規23の６の２②)。

2　上記(注) １①に掲げる年数をいう（措規23の６の２③)。

ロ　被災価額

土地又は建物が災害により被害を受けた部分の価額から保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される金額を控除した残額をいう。

【参考】特例の適用対象となる相当の被害（建物の場合のイメージ）



(4)　適用除外

この特例は、相続時精算課税適用者が上記(1)の土地又は建物について災害減免法第４条又

は第６条第２項の規定の適用を受けようとする場合又は受けた場合には、適用できない（措法70の３の３③）。

(5) 適用手続

上記(1)の承認を受けようとする相続時精算課税適用者は、災害による被害を受けた部分の価額その他の一定の事項を記載した申請書（以下この15において「承認申請書」という。）を、当該災害が発生した日から３年を経過する日（同日までに当該相続時精算課税適用者が死亡した場合には、同日と当該相続時精算課税適用者の相続人（包括受遺者を含む。）が当該相続時精算課税適用者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から６月を経過する日とのいずれか遅い日）までに、災害による被害を受けた部分の価額を明らかにする書類その他の一定の書類を添付して、当該相続時精算課税適用者の贈与税の納税地の所轄税務署長（以下この15において「所轄税務署長」という。）に提出しなければならない（措令40の５の３⑤⑥）。

また、承認を受けた相続時精算課税適用者は、保険金の支払を受けたことその他の被災価額に異動を生ずべき事由が生じた場合には、遅滞なく、当該事由その他の一定の事項を記載した届出書に、当該事項を明らかにする一定の書類を添付し、所轄税務署長に提出しなければならない（措令40の５の３⑨）。

(6) 所轄税務署長の承認等

所轄税務署長は、承認申請書の提出があった場合には、これを審査し、その申請に係る承認又は却下をする。この場合において、当該所轄税務署長は、その申請をした者に対し、その旨を通知し、承認をする場合には、その審査した被災価額を併せて通知するものとする（措令40の５の３⑦⑧）。

《適用時期》

令和６年１月１日以後に上記(1)の土地又は建物が災害により被害を受ける場合について適用される。この場合において、同日前に贈与により取得した当該土地又は建物に係る相続税については、改正法附則第19条第１項の規定にかかわらず、相続税法第21条の15第１項又は第21条の16第３項の規定が適用される（改正法附則51⑤）。

16 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等（措法70の７の５等）

○ 特例対象受贈非上場株式等が相続時精算課税の適用を受けるものである場合の納税猶予分の贈与税額の改正

上記２の創設に伴い、特例対象受贈非上場株式等が相続時精算課税適用財産である場合の納税猶予分の贈与税額について、当該特例対象受贈非上場株式等の価額を特例経営承継受贈者に係るその年分の贈与税の課税価格とみなして、当該課税価格から相続時精算課税に係る基礎控除をした金額（相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の適用がある場合には、当該特別控除後の金額）を基礎として計算した金額とされた（措法70の７の５②八ロ）。

《適用時期》

上記の改正は、令和６年１月１日以後に贈与により取得をする非上場株式等に係る贈与税について適用され、同日前に贈与により取得をした非上場株式等に係る贈与税については、なお従前の例による（改正法附則51⑦）。

(注) 次に掲げる規定についても上記と同様の措置が講じられた。

・　個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除（措法70の６の８②三ロ、改正法附則51⑥）

・　非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（措法70の７②五ロ、改正法附則51⑦）

17　非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例等（措法70の７の６等）

○　納税猶予分の相続税額における控除未済債務額の計算方法の改正

上記３(1)の改正に伴い、納税猶予分の相続税額における控除未済債務額の計算について、特例経営承継相続人等が特例被相続人からの贈与により取得した相続時精算課税適用財産に係る価額については、当該財産の価額から相続時精算課税に係る基礎控除をして、当該計算をすることとされた（措令40の８の６⑰）。

《適用時期》

上記の改正は、令和６年１月１日以後に贈与により財産を取得する者（以下この《適用時期》において「改正後受贈者」という。）に係る控除未済債務額について適用され、同日前に贈与により財産を取得した者（改正後受贈者を除く。）に係る控除未済債務額については、なお従前の例による（改正措令附則14⑦）。

(注)　次に掲げる規定についても上記と同様の措置が講じられた。

・　山林についての相続税の納税猶予及び免除（措令40の７の６⑥、改正措令附則14⑦）

・　特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除（措令40の７の７⑤、改正措令附則14⑦）

・　個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除（措令40の７の10⑩、改正措令附則14⑧）

・　非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（措令40の８の２⑭、改正措令附則14⑦）

・　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除（措令40の８の４⑧、改正措令附則14⑦）

・　非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（措令40の８の８⑧、改正措令附則14⑦）

・　医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除（措令40の８の12⑤、改正措令附則14⑦）

18　医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除等（措法70の７の９等）

(1)　適用期限の延長

特例の適用期限が令和８年12月31日まで３年３月延長された（措法70の７の９①、70の７の10①、70の７の11②、70の７の12①、70の７の13①、70の７の14①）。

(2)　新医療法人への移行期限の延長

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和５年４月25日現在未成立）第12条の規定による良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号。以下「平成18年医療法等改

正法」という。）の改正により、同法附則第10条の３第４項の移行計画について、移行計画に記載された移行期限が移行計画の認定の日から起算して５年（改正前：３年）を超えない範囲内のものとすることとされた（平成18年医療法等改正法附則10の３④）。

⑶　確定事由等の改正

上記⑵の改正により、医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税又は相続税の納税猶予及び免除における移行期限についても、移行計画の認定の日から起算して５年（改正前：３年）を超えない範囲内のものとされた。

※　したがって、確定事由のうち、「認定医療法人が当該認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までに新医療法人への移行をしなかった場合」における当該移行期限も、移行計画の認定の日から起算して５年（改正前：３年）を超えない範囲内のものとなることに留意する（措法70の７の９⑤三、70の７の12⑤）。

⑷　厚生労働大臣等から税務署長への通知事由の追加

厚生労働大臣等は、認定医療法人の認定移行計画の変更（移行期限に係るものに限る。）の認定を行った場合には、当該変更の認定を行った旨を所轄税務署長等に通知しなければならないこととされた（措法70の７の９⑭、70の７の12⑭）。

⑸　相続税法第19条第１項の規定の不適用規定の改正

上記１⑴の改正に伴い、措置法第70条の７の９第１項の規定等の適用がある場合における受贈者が相続開始前７年以内（改正前：３年以内）に当該相続に係る被相続人（贈与者）が認定医療法人の持分の放棄をしたことにより受けた経済的利益の価額については、相続税法第19条第１項の規定は適用しないこととされた（措令40の８の９⑮、40の８の10③）。

《適用時期》

１　上記⑴及び⑶の改正は、令和５年４月１日から施行する（改正法附則１）。

２　上記⑵の改正は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の公布の日から施行する（全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律附則１一）。

３　上記⑷の改正は、令和５年４月１日以後に認定医療法人の認定移行計画の変更について、平成18年医療法等改正法附則第10条の４第１項の規定による認定を行う場合について適用される（改正法附則51⑧）。

４　上記⑸の改正は、令和６年１月１日以後に贈与者が死亡する場合における経済的利益に係る相続税について適用され、同日前に贈与者が死亡した場合における経済的利益に係る相続税については、なお従前の例による（改正措令附則14⑨⑪）。

５　令和６年１月１日から令和８年12月31日までの間に贈与者が死亡する場合における経済的利益に係る相続税についての適用については、上記⑸の期間は「相続開始前３年以内」となる（改正措令附則14⑩⑫）。

（参考）

○　良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和５年４月25日現在未成立）第12条による改正後）（抄）

附　則

（移行計画の認定）

第十条の三　省　略

２・３　省　略

4　厚生労働大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その移行計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一・二　省　略

三　移行計画に記載された第二項第四号の移行の期限が第一項の認定の日から起算して五年を超えない範囲内のものであること。

5　第一項の認定は、令和八年十二月三十一日までの間に限り行うことができる。

第２　譲渡所得・山林所得関係

〔所法（株式等の譲渡所得等）関係〕

１　配当等とみなす金額（所法25）

(1)　いわゆるパーシャルスピンオフに係る税制優遇措置として措置法第68条の２の２の規定が創設され、令和５年４月１日から令和６年３月31日までの間に産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第23条第１項の認定を受けた法人が行う現物分配（法法２十二の五の二）が認定株式分配（当該認定に係る同法第24条第２項に規定する認定事業再編計画に従ってする同法第31条第１項に規定する特定剰余金配当をいう。以下この(1)において同じ。）に該当する場合（この特例を適用しないものとした場合に当該認定株式分配が株式分配（法法２十二の十五の二）に該当する場合を除く。）には、当該認定株式分配は、株式分配に該当すること、また、当該認定株式分配で、当該認定株式分配の直後に現物分配法人が有する完全子法人の株式の数（出資にあっては、金額）の当該完全子法人の発行済株式数の総数又は総額のうちに占める割合が100分の20未満となることなど一定の要件に該当するもの（以下この(1)において「認定適格分配」という。）は、適格株式分配（法法２十二の十五の三）に該当することとされた（措法68の２の２①）。

これにより、当該認定株式分配は、所得税法第24条第１項及び第25条第１項並びに措置法第37条の10第３項の株式分配に、当該認定適格分配は、所得税法第25条第１項第３号の適格株式分配にそれぞれ該当することとなる。

(2)　措置法第68条の２の２第１項の規定の適用がある場合における所得税法令第61条第２項第３号に規定する割合の計算については、同号ロの株式分配の直前の「完全子法人の株式の帳簿価額に相当する金額」を、「完全子法人の株式の帳簿価額に相当する金額を当該現物分配法人が当該株式分配の直前に有していた当該完全子法人の株式の数で除して計算した金額に当該株式分配により当該現物分配法人の株主等に交付した当該完全子法人の株式の数を乗じて計算した金額」と読み替えて適用されることとされた（措令39の34の３②）。

《適用時期》

上記の改正は、令和５年４月１日以後に適用される（改正法附則１本文）。

（参考）

○　産業競争力強化法（抄）

（事業再編計画の認定）

第二十三条　事業者は、その実施しようとする事業再編（当該事業者が法人を設立し、その法人が実施しようとするものを含む。）に関する計画（以下「事業再編計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

２～６　省　略

（事業再編計画の変更等）

第二十四条　省　略

２　主務大臣は、認定事業再編事業者又はその関係事業者若しくは外国関係法人が当該認定に係る事業再編計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定事業再編計画」という。）に従って事業再編のための措置を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

３～５　省　略

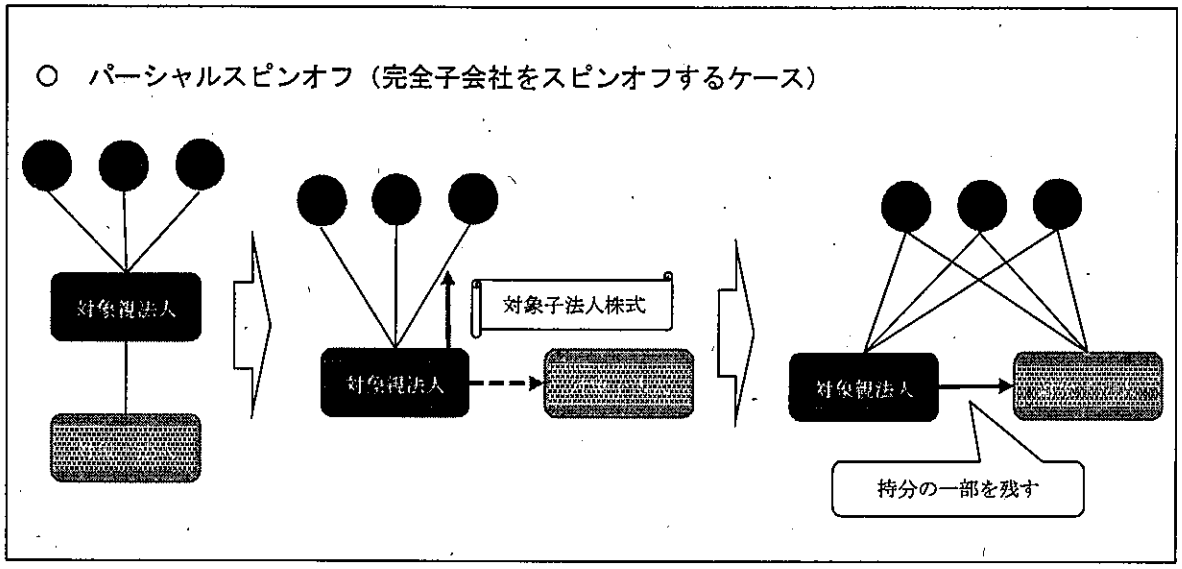
（剰余金の配当に関する特例）

第三十一条　認定事業再編事業者である株式会社が認定事業再編計画に従って特定剰余金配当（剰余金の配当

であって、配当財産が当該認定事業再編事業者の関係事業者の株式又は外国関係法人の株式若しくは持分若しくはこれらに類似するものであるものをいう。次項において同じ。）をする場合における会社法第三百九条第二項、第四百五十九条第一項、第四百六十条第一項及び第四百六十五条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

● 表（省略）

2 省 略



2 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予（所法137の２）

「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予」について、次の措置が講じられた。

(1) 改正前においては、いわゆる株券不発行会社に係る非上場株式を担保に供しようとする場合には、定款変更の上、株券を発行し、供託することにより担保に供していたところ、今回の改正により、その非上場株式のうち所得税法規則第52条の２第７項に規定する要件を満たすものについては、一定の書類を提出することにより、その株券を発行せずに担保に供することができることとされた（所法137の２⑪二、所令266の２①、所規52の２①一）。

(2) 合名会社、合資会社又は合同会社の社員の持分で所得税法規則第52条の２第８項に規定する要件を満たすものについては、一定の書類を提出することにより、担保に供することができることとされた（所法137の２⑪二、所令266の２①、所規52の２①二）。

《適用時期》

上記の改正は、個人が令和５年４月１日以後に担保を供する場合について適用される（改正法附則４①、改正所令附則５①）。

3 贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予（所法137の３）

「贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予」に係る担保についても上記２と同様の措置が講じられた（所法137の３⑬二、所令266の３①⑤、所規52の３①）。

《適用時期》

上記の改正は、個人が令和５年４月１日以後に担保を供する場合について適用される（改正法附則４②、改正所令附則５②）。

〔措法（株式等の譲渡所得等）関係〕

1　特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等（措法29の２）

「特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等」（いわゆるストックオプション税制）について、新株予約権に係る契約を締結した株式会社が次に掲げる要件を満たすものである場合には、適用対象となる新株予約権に係る契約の要件のうち、その新株予約権の行使は付与決議の日後10年を経過する日までの間に行うことの要件を、その新株予約権の行使は付与決議の日後15年を経過する日までの間に行うこととされた（措法29の２①一、措規11の３①）。

(1)　その株式会社が、付与決議の日においてその設立の日以後の期間が５年未満であること。

(2)　その株式会社が、付与決議の日において金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第２条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買登録銘柄（株式で、同条第13項に規定する認可金融商品取引業協会が、その定める規則に従い、その店頭売買につき、その売買価格を発表し、かつ、当該株式の発行法人に関する資料を公開するものとして登録したものをいう。）として登録されている株式を発行する会社以外の会社であること。

《適用時期》

上記の改正は、措置法第29条の２第１項に規定する取締役等又は特定従事者が令和５年４月１日以後に行われる同項に規定する付与決議に基づき締結される同項の契約により与えられる同項に規定する特定新株予約権に係る株式について適用される（改正法附則31）。

2　特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等（措法37の13）

「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等」について、次の措置が講じられた。

(1)　特定新規中小企業者の要件の改正

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第６条に規定する特定新規中小企業者は、この特例の適用対象となる特定中小会社に該当することとされているが（措法37の13①一）、令和５年経済産業省令第21号による中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号）の一部改正により、その要件が別添のとおりとされた。

(2)　適用年の翌年以後の取得価額の計算の改正

措置法第37条の13第１項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者（以下この２において「居住者等」という。）が、その年中に取得（措置法第29条の２第１項本文の規定の適用を受けるものを除く。以下３までにおいて同じ。）をした措置法第37条の13第１項に規定する控除対象特定株式（以下この２において「控除対象特定株式」という。）の取得に要した金額の合計額につき、この特例の適用を受けた年の翌年以後の各年分における控除対象特定株式に係る同一銘柄株式（居住者等がその年中に払込みにより取得をした特定株式（措置法第37条の13

第１項に規定する特定株式をいう。以下この２及び４において同じ。）及び当該特定株式と同一銘柄の他の株式をいう。以下この２において同じ。）１株当たりの取得価額の計算方法について改正が行われ、改正後におけるその取得価額の計算については、次のとおりとされた。

イ　控除対象特定株式（特例控除対象特定株式を除く。）の取得価額

居住者等が、その年中に取得をした控除対象特定株式（特例控除対象特定株式（下記ロの(注)参照）を除く。以下このイ及びロ(イ)(注)②において同じ。）の取得に要した金額の合計額につきこの特例の適用を受けた年（以下このイにおいて「適用年」という。）の翌年以後の各年分における控除対象特定株式に係る同一銘柄株式１株当たりの取得価額は、次の算式により計算した金額となる（措令25の12⑦）。

【算式】

$$\text{その控除対象特定株式に係る同一銘柄株式１株当たりのその適用年の12月31日における取得価額} - \frac{\text{この特例の適用を受けた金額として一定の金額(注)}}{\text{その適用年の12月31日において有するその控除対象特定株式に係る同一銘柄株式の数}}$$

(注)　「この特定の適用を受けた金額として一定の金額」とは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額をいう（措規18の15⑨）。

①　その年中に取得をした控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額につきこの特例の適用を受けた場合（次の②に掲げる場合に該当する場合を除く。）　その適用年にこの特例の適用を受けた金額

②　その年中に取得をした控除対象特定株式及び特例控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額につきこの特例の適用を受けた場合　次の算式により計算した金額

【算式】

$$\text{その適用年にこの特例の適用を受けた金額} \times \left(\frac{\text{この特例の適用を受けたその控除対象特定株式の取得に要した金額}}{\text{この特例の適用を受けたその控除対象特定株式の取得に要した金額} + \text{この特例の適用を受けたその特例控除対象特定株式の取得に要した金額}} \right)$$

ロ　特例控除対象特定株式の取得価額

居住者等が、その年中に取得をした特例控除対象特定株式(注)の取得に要した金額の合計額につきこの特例の適用を受けた年（以下(3)までにおいて「適用年」という。）の翌年以後の各年分における特例適用控除対象特定株式（その適用を受けた特例控除対象特定株式をいう。以下この２において同じ。）に係る同一銘柄株式１株当たりの取得価額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める算式により計算した金額となる（措令25の12⑧）。

(注)　「特例控除対象特定株式」とは、控除対象特定株式のうち措置法第37条の13第１項第１号又は第２号に掲げる株式会社でその設立の日以後の期間が５年未満の株式会社であることなど一定の要件を満たすもの（以下(3)までにおいて「特例株式会社」という。）の特定株式に係るものをいう。

(イ)　その適用を受けた金額として一定の金額(注)（以下このロにおいて「適用額」という。）が20億円を超えた場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める算式により計算した金額

Ａ　その適用年においてその特例適用控除対象特定株式以外の特例適用控除対象特定株式（以下Ｂにおいて「他の特例適用控除対象特定株式」という。）がない場合

【算式】

その特例適用控除対象特定株式に係る同一銘柄株式１株当たりのその適用年の12月31日における取得価額 － （適用額－20億円 ／ その適用年の12月31日において有するその特例適用控除対象特定株式に係る同一銘柄株式の数）

B　その適用年において他の特例適用控除対象特定株式がある場合

【算式】

その特例適用控除対象特定株式に係る同一銘柄株式１株当たりのその適用年の12月31日における取得価額 － （（適用額－20億円）× その特例適用控除対象特定株式の取得に要した金額 ／ その特例適用控除対象特定株式の取得に要した金額 ＋ 他の特例適用控除対象特定株式の取得に要した金額） ／ その適用年の12月31日において有するその特例適用控除対象特定株式に係る同一銘柄株式の数

(注)　「その適用を受けた金額として一定の金額」とは、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額をいう（措規18の15⑪）。

①　その年中に取得をした特例控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額につきこの特例の適用を受けた場合（次の②に掲げる場合に該当する場合を除く。）　その適用年にこの特例の適用を受けた金額

②　その年中に取得をした控除対象特定株式及び特例控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額につきこの特例の適用を受けた場合　次の算式により計算した金額

【算式】

その適用年にこの特例の適用を受けた金額 × （この特例の適用を受けたその特例控除対象特定株式の取得に要した金額 ／ この特例の適用を受けたその控除対象特定株式の取得に要した金額 ＋ この特例の適用を受けたその特例控除対象特定株式の取得に要した金額）

(ﾛ)　適用額が20億円以下である場合

その特例適用控除対象特定株式に係る同一銘柄株式１株当たりのその適用年の12月31日における取得価額(注)

(注)　適用額が20億円以下である場合には、措置法令第25条の12第８項に規定する場合に該当しないことから、同項の規定による調整計算（上記(ｲ)の調整計算）は不要となる。

(3)　居住者等から特例株式会社への通知の創設

措置法令第25条の12第８項の規定の適用がある場合（上記(2)ﾛ(ｲ)に該当する場合）において、特例適用控除対象特定株式の取得をした居住者等は、当該特例適用控除対象特定株式に係る同一銘柄株式を適用年の翌年以後最初に譲渡又は贈与をする時までに、同項の規定の適用がある旨など一定の事項を当該特例適用控除対象特定株式に係る特例株式会社（当該特例株式会社であった株式会社を含む。）に通知しなければならないこととされた（措令25の12⑨）。

(4)　特定中小会社から所轄税務署長への株式の異動状況の通知の改正

居住者等が、払込みにより取得をした特定株式に係る措置法令第25条の12第10項に規定する特定中小会社は、当該特定株式が特例適用控除対象特定株式である場合には、上記(3)の通知

を受けたときに限って、同項の通知をすることとされた（措令25の12⑩一～三）。

《適用時期》

1　上記⑴の改正は、令和５年４月１日以後に特定新規中小企業者により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合に適用される（中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令附則３①）。

2　上記⑵から⑷までの改正は、個人が令和５年４月１日以後に払込みにより取得をする特定株式について適用される（改正措令附則５）。

3　特定新規中小企業者がその設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等（措法37の13の２）

⑴　概要

令和５年４月１日以後に、その設立の日の属する年の12月31日において中小企業等経営強化法第６条に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社でその設立の日以後の期間が１年未満の株式会社であることなど一定の要件を満たすものによりその設立の際に発行される株式（以下この３において「設立特定株式」という。）を払込みにより取得をした居住者又は恒久的施設を有する非居住者（一定の要件を満たすものに限る。以下この３において「居住者等」という。）は、その年分の一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額から、その年中に当該払込みにより取得をした設立特定株式（その年の12月31日において有するものとして一定のものに限る。以下⑹までにおいて「控除対象設立特定株式」という。）の取得に要した金額の合計額（この特例を適用しないで計算した一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額を限度とする。）を控除する特例が創設された（措法37の13の２①）。

なお、この特例の適用を受けた控除対象設立特定株式及び当該控除対象設立特定株式と同一銘柄の株式で、その適用を受けた年中に払込みにより取得をしたものについては、「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等」（措法37の13①）及び「特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例」（措法41の19①）(注)の規定は適用できないこととされている（措法37の13の２②、41の19②）。

(注)　「特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例」（措法41の19）は、令和７年１月１日以後、「特定の基準所得金額の課税の特例」（措法41の19）が創設されることに伴い、措置法第41条の18の４とされる（改正法附則１五ロ）。

⑵　特例の適用対象となる設立特定株式

この特例の対象となる「設立特定株式」とは、その設立の日の属する年の12月31日において中小企業等経営強化法第６条に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社で次に掲げる要件を満たすもの（以下この３において「特定株式会社」という。）によりその設立の際に発行される株式をいう（措法37の13の２①、措規18の15の２①）。

イ　その設立の日以後の期間が１年未満であること

ロ　中小企業等経営強化法施行規則第８条第５号ハに該当する会社であること。

⑶　特例の適用対象となる居住者等

この特例の対象となる「居住者等」とは、設立特定株式を払込みにより取得をした居住者又は恒久的施設を有する非居住者で、次に掲げる要件を満たすものをいう（措法37の13の２①、

措令25の12の２①)。

イ　その設立特定株式を発行した特定株式会社の発起人であること。

ロ　次に掲げる者に該当しないこと。

(イ)　その設立特定株式を発行した特定株式会社の設立に際し、当該特定株式会社に自らが営んでいた事業の全部を承継させた個人（以下このロにおいて「特定事業主であった者」という。）

(ロ)　特定事業主であった者の親族

(ハ)　特定事業主であった者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

(ニ)　特定事業主であった者の使用人

(ホ)　上記(ロ)から(ニ)までに掲げる者以外の者で、特定事業主であった者から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの

(ヘ)　上記(ハ)から(ホ)までに掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

⑷　控除対象設立特定株式の取得に要した金額の計算

イ　控除対象設立特定株式の意義

この特例の対象となる「控除対象設立特定株式」とは、居住者等がその年中に払込みにより取得をした設立特定株式のうちその年の12月31日（その者が年の中途において死亡し、又は所得税法第２条第１項第42号に規定する出国をした場合には、その死亡又は出国の時。以下⑹において同じ。）における当該設立特定株式に係る控除対象設立特定株式数（当該設立特定株式の銘柄ごとに、次の(イ)に掲げる数から次の(ロ)に掲げる数を控除した残数をいう。）に対応するものをいう（措法37の13の２①、措令25の12の２④)。

(イ)　その居住者等がその年中に払込みにより取得をした設立特定株式の数

(ロ)　その居住者等がその年中に譲渡又は贈与をした同一銘柄株式（上記(イ)の設立特定株式及び当該設立特定株式と同一銘柄の他の株式をいう。以下この３において同じ。）の数

ロ　控除対象設立特定株式の取得に要した金額の計算

控除対象設立特定株式の取得に要した金額は、居住者等がその年中に払込みにより取得をした設立特定株式の銘柄ごとに、次の算式により計算した金額となる（措令25の12の２③)。

【算式】

$$\frac{\text{その年中に払込みにより取得をした設立特定株式の取得に要した金額の合計額}}{\text{その年中に払込みにより取得をした設立特定株式の数}} \times \underbrace{\left(\text{その年中に払込みにより取得をした設立特定株式の数} - \text{その年中に譲渡又は贈与をした設立特定株式に係る同一銘柄株式の数}\right)}_{\text{控除対象設立特定株式数}}$$

⑸　控除対象設立特定株式の取得に要した金額の合計額の控除の方法

この特例による「控除対象設立特定株式の取得に要した金額の合計額」（上記⑷ロにより計算した金額）の控除は、次のとおり行う（措法37の13の２①、措令25の12の２②)。

イ　控除対象設立特定株式の取得に要した金額の合計額の控除は、まず適用前の一般株式等に係る譲渡所得等の金額（この特例を適用しないで計算した場合における一般株式等に係

る譲渡所得等の金額をいう。）を限度として、その取得の日の属する年分の一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除し、なお控除しきれない金額があるときは、適用前の上場株式等に係る譲渡所得等の金額（この特例を適用しないで計算した場合における上場株式等に係る譲渡所得等の金額をいう。）を限度として、その取得の日の属する年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

ロ　雑損失の繰越控除（所法71①）の規定による控除が行われる場合には、まずこの特例による控除を行った後、雑損失の繰越控除を行う。

(6)　適用年の翌年以後の取得価額の計算

居住者等が、その年中に取得をした控除対象設立特定株式の取得に要した金額の合計額につきこの特例の適用を受けた年（以下(7)までにおいて「適用年」という。）の翌年以後の各年分における適用控除対象設立特定株式（その適用を受けた控除対象設立特定株式をいう。以下この３において同じ。）に係る同一銘柄株式１株当たりの取得価額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める算式により計算した金額となる（措令25の12の２⑦）。

イ　その適用を受けた金額（以下この(6)において「適用額」という。）が20億円を超えた場合

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める算式により計算した金額

(イ)　その適用年においてその適用控除対象設立特定株式以外の適用控除対象設立特定株式（以下(ロ)において「他の適用控除対象設立特定株式」という。）がない場合

【算式】

$$\text{その適用控除対象設立特定株式に係る同一銘柄株式１株当たりのその適用年の12月31日における取得価額} - \left(\frac{\text{適用額} - 20\text{億円}}{\text{その適用年の12月31日において有するその適用控除対象設立特定株式に係る同一銘柄株式の数}} \right)$$

(ロ)　その適用年において他の適用控除対象設立特定株式がある場合

【算式】

$$\text{その適用控除対象設立特定株式に係る同一銘柄株式１株当たりのその適用年の12月31日における取得価額} - \left((\text{適用額} - 20\text{億円}) \times \frac{\text{その適用控除対象設立特定株式の取得に要した金額}}{\text{その適用控除対象設立特定株式の取得に要した金額} + \text{他の適用控除対象設立特定株式の取得に要した金額}} \right)$$

$$\text{その適用年の12月31日において有するその適用控除対象設立特定株式に係る同一銘柄株式の数}$$

ロ　適用額が20億円以下である場合

その適用控除対象設立特定株式に係る同一銘柄株式１株当たりのその適用年における12月31日における取得価額(注)

(注)　適用額が20億円以下である場合には、措置法令第25条の12の２第７項に規定する場合に該当しないことから、同項の規定による調整計算（上記イの調整計算）は不要となる。

(7)　居住者等から特定株式会社への株式の異動状況等の通知

イ　措置法令第25条の12の２第７項の規定の適用がある場合（上記(6)イに該当する場合）において、適用控除対象設立特定株式の取得をした居住者等は、当該適用控除対象設立特定株式に係る同一銘柄株式を適用年の翌年以後最初に譲渡又は贈与をする時までに、同項の規定の適用がある旨など一定の事項を当該適用控除対象設立特定株式に係る特定株式会社（当該特定株式会社であった株式会社を含む。以下(8)までにおいて同じ。）に通知しなければな

らない（措令25の12の２⑧前段）。

ロ　上記イに該当する場合において、上記イの居住者等は、適用年の翌年以後の各年において適用控除対象設立特定株式に係る同一銘柄株式の譲渡又は贈与をしたときは、遅滞なく、当該適用控除対象設立特定株式に係る特定株式会社にその旨、当該譲渡又は贈与をした日及び当該同一銘柄株式の数など一定の事項を通知しなければならない（措令25の12の２⑧後段）。

(8)　特定株式会社から所轄税務署長への株式の異動状況の通知

居住者等が、払込みにより取得をした特定株式会社の設立特定株式（措置法令第25条の12の２第８項前段の規定（上記(7)イ）により通知を受けた特定株式会社の適用控除対象設立特定株式で令和５年４月１日以後に払込みにより取得をしたものに限る。）に係る同一銘柄株式をその払込みによる取得があった日の属する年の翌年以後の各年において譲渡又は贈与をした場合において、当該特定株式会社が同項後段の規定（上記(7)ロ）による通知その他の事由により当該譲渡又は贈与があったことを知ったときは、当該特定株式会社は、その知った日の属する年の翌年１月31日までに、その知った旨など一定の事項をその所在地の所轄税務署長に通知しなければならない（措令25の12の２⑨）。

《適用時期》

上記の改正は、令和５年４月１日以後に適用される（改正法附則１本文）。

４　特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等（措法37の13の３）

(1)　「特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等」について、特定新規中小企業者の要件が拡充された（上記２(1)参照）ことにより、新たに「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等」（措法37の13）の適用の対象となった特定株式及び「特定新規中小企業者がその設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等」（措法37の13の２）の適用の対象となった設立特定株式が、この特例の適用対象となる株式の範囲に含まれることとされた。

(2)　「特定新規中小企業者がその設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等」（措法37の13の２）の創設に伴い、条が１条繰り下げられることとされた（改正前は、措法37の13の２）。

《適用時期》

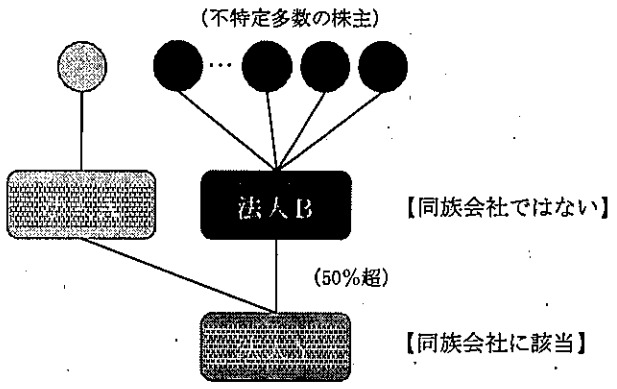
上記の改正は、令和５年４月１日以後に適用される（改正法附則１本文）。

５　株式等を対価とする株式の譲渡に係る譲渡所得等の課税の特例（措法37の13の４）

(1)　「株式等を対価とする株式の譲渡に係る譲渡所得等の課税の特例」の適用対象から、株式交付の直後の株式交付親会社が法人税法第２条第10号に規定する同族会社（いわゆる非同族の同族会社(注)でないものに限る。）に該当する場合が除かれることとされた（措法37の13の４①）。

(注)　「非同族の同族会社」とは、法人税法第２条第10号に規定する同族会社であることについての判定の基礎となった株主のうちに同号に規定する同族会社でない法人（人格のない社団等を含む。）がある場合に、当該法人をその判定の基礎となる株主から除外して判定するものとしたときには同号に規定する同族会社とならないものをいう。

○　非同族の同族会社のイメージ



法人Ｙの株主のうち、法人Ｂは同族会社ではない。
→　法人Ｙは、その株主から法人Ｂを除外して判定すると、「株主３人以下で50%超の保有割合」とはならない。
→　法人Ｙは、「非同族の同族会社」に該当する。

⑵　「特定新規中小企業者がその設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等」（措法37の13の２）の創設に伴い、条が１条繰り下げられることとされた（改正前は、措法37の13の３）。

《適用時期》

１　上記⑴の改正は、令和５年10月１日以後に行われる株式交付について適用される（改正法附則33）。

２　上記⑵の改正は、令和５年４月１日以後に適用される（改正法附則１本文）。

（参考）

○　法人税法（抄）

（定義）

第二条　省　略

一～九　省　略

十　同族会社　会社（投資法人を含む。以下この号において同じ。）の株主等（その会社が自己の株式（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十四項（定義）に規定する投資口を含む。以下同じ。）又は出資を有する場合のその会社を除く。）の三人以下並びにこれらと政令で定める特殊の関係のある個人及び法人がその会社の発行済株式又は出資（その会社が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合その他政令で定める場合におけるその会社をいう。

十一　以下省略

○　法人税法施行令（抄）

（同族関係者の範囲）

第四条　法第二条第十号（同族会社の意義）に規定する政令で定める特殊の関係のある個人は、次に掲げる者とする。

一　株主等の親族

二　株主等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

三　株主等（個人である株主等に限る。次号において同じ。）の使用人

四　前三号に掲げる者以外の者で株主等から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持しているもの

五　前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

２　法第二条第十号に規定する政令で定める特殊の関係のある法人は、次に掲げる会社とする。

一　同族会社であるかどうかを判定しようとする会社（投資法人を含む。以下この条において同じ。）の株主等（当該会社が自己の株式（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十四項（定義）に規定する投資口を含む。以下同じ。）又は出資を有する場合の当該会社を除く。以下この項及び第四項において「判定会社株主等」という。）の一人（個人である判定会社株主等については、その一人及びこれと前項に規定する特殊の関係のある個人。以下この項において同じ。）が他の会社を支配している場合における当該他の会社

二　判定会社株主等の一人及びこれと前号に規定する特殊の関係のある会社が他の会社を支配している場合

における当該他の会社

三　判定会社株主等の一人及びこれと前二号に規定する特殊の関係のある会社が他の会社を支配している場合における当該他の会社

3　前項各号に規定する他の会社を支配している場合とは、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合をいう。

一　他の会社の発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合

二　他の会社の次に掲げる議決権のいずれかにつき、その総数（当該議決権を行使することができない株主等が有する当該議決権の数を除く。）の百分の五十を超える数を有する場合

イ　事業の全部若しくは重要な部分の譲渡、解散、継続、合併、分割、株式交換、株式移転又は現物出資に関する決議に係る議決権

ロ　役員の選任及び解任に関する決議に係る議決権

ハ　役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として会社が供与する財産上の利益に関する事項についての決議に係る議決権

ニ　剰余金の配当又は利益の配当に関する決議に係る議決権

三　他の会社の株主等（合名会社、合資会社又は合同会社の社員（当該他の会社が業務を執行する社員を定めた場合にあつては、業務を執行する社員）に限る。）の総数の半数を超える数を占める場合

4　同一の個人又は法人（人格のない社団等を含む。以下同じ。）と第二項に規定する特殊の関係のある二以上の会社が、判定会社株主等である場合には、その二以上の会社は、相互に同項に規定する特殊の関係のある会社であるものとみなす。

5　法第二条第十号に規定する政令で定める場合は、同号の会社の株主等（その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社を除く。）の三人以下並びにこれらと同号に規定する政令で定める特殊の関係のある個人及び法人がその会社の第三項第二号イからニまでに掲げる議決権のいずれかにつきその総数（当該議決権を行使することができない株主等が有する当該議決権の数を除く。）の百分の五十を超える数を有する場合又はその会社の株主等（合名会社、合資会社又は合同会社の社員（その会社が業務を執行する社員を定めた場合にあつては、業務を執行する社員）に限る。）の総数の半数を超える数を占める場合とする。

6　個人又は法人との間で当該個人又は法人の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者がある場合には、当該者が有する議決権は当該個人又は法人が有するものとみなし、かつ、当該個人又は法人（当該議決権に係る会社の株主等であるものを除く。）は当該議決権に係る会社の株主等であるものとみなして、第三項及び前項の規定を適用する。

6　非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税（措法９の８、37の14）

(1)　非課税累積投資契約に係る非課税措置（つみたてＮＩＳＡ）の勘定設定期間（改正前：平成30年１月１日から令和24年12月31日まで）の末日が令和５年12月31日までに短縮された（措法37の14⑤五イ）。

このため、令和６年１月１日以後に設定できる勘定は、次の(2)の特定非課税累積投資契約に係る非課税措置（新ＮＩＳＡ）に係る特定累積投資勘定（つみたて投資枠）及び特定非課税投資勘定（成長投資枠）のみとなるが、令和５年までに設定された非課税管理勘定（ＮＩＳＡ）又は累積投資勘定（つみたてＮＩＳＡ）に係る非課税期間（非課税管理勘定が５年、累積投資勘定が20年）は継続される。

(2)　令和６年１月１日以後に適用される特定非課税累積投資契約に係る非課税措置（新ＮＩＳＡ）について、抜本的拡充・恒久化が行われ、次のイからホまでのとおり改組された。

イ　非課税措置の概要

特定非課税累積投資契約に係る非課税措置（新ＮＩＳＡ）は、特定累積投資勘定（つみたて投資枠）及び特定非課税管理勘定（成長投資枠）の２つの勘定により構成されることとされ、次のとおり非課税保有期間（改正前：５年）が無期限化された。

(イ)　居住者又は恒久的施設を有する非居住者（その年１月１日において18歳以上である者に限る。以下この６において「居住者等」という。）が、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座に特定累積投資勘定（つみたて投資枠）を設けた日以後に支払を受けるべき特定累積投資勘定（つみたて投資枠）に係る非課税口座内上場株式等の配当等（当該金融商品取引業者等がその配当等の支払事務の取扱いをするものに限る。）については、

所得税及び個人住民税を課さない（措法９の８三）。

(ﾛ) 居住者等が、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座に特定累積投資勘定（つみたて投資枠）を設けた日以後にその特定累積投資勘定（つみたて投資枠）に係る非課税口座内上場株式等の譲渡等をした場合には、その譲渡等による譲渡所得等については、所得税及び個人住民税を課さない（措法37の14①三）。

なお、譲渡損失が生じた場合は、所得税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなされる（措法37の14②）。

(ﾊ) 居住者等が、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座に特定非課税管理勘定（成長投資枠）を設けた日以後に支払を受けるべき特定非課税管理勘定（成長投資枠）に係る非課税口座内上場株式等の配当等（当該金融商品取引業者等がその配当等の支払事務の取扱いをするものに限る。）については、所得税及び個人住民税を課さない（措法９の８四）。

(ﾆ) 居住者等が、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座に特定非課税管理勘定（成長投資枠）を設けた日以後にその特定非課税管理勘定（成長投資枠）に係る非課税口座内上場株式等の譲渡等をした場合には、その譲渡等による譲渡所得等については、所得税及び個人住民税を課さない（措法37の14①四）。

なお、譲渡損失が生じた場合は、所得税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなされる（措法37の14②）。

ロ　非課税口座の開設期間

上記イの(ｲ)から(ﾆ)までの非課税措置の適用を受けるために居住者等が金融商品取引業者等との間で締結した特定非課税累積投資契約に基づき開設される非課税口座について、その開設可能期間（改正前：令和６年１月１日から令和10年12月31日）の期限が廃止され、特定非課税累積投資契約に係る非課税措置（新ＮＩＳＡ）が恒久的な措置とされた（措法37の14⑤一ハ）

ハ　特定非課税累積投資契約の概要

特定非課税累積投資契約とは、上記イの(ｲ)から(ﾆ)までの非課税措置の適用を受けるために居住者等が金融商品取引業者等と締結した上場株式等の振替口座簿への記載等に係る契約で、その契約書において、次に掲げる事項が定められているものをいう（措法37の14⑤六）。

(ｲ) 上場株式等の振替口座簿への記載等は、当該記載等に係る非課税口座に設けられた特定累積投資勘定（つみたて投資枠）又は特定非課税管理勘定（成長投資枠）において行うこと。

(ﾛ) 特定累積投資勘定（つみたて投資枠）には、特定累積投資上場株式等(注1)のうち、次に掲げるもの（次のＡに掲げるものにあっては、累積投資契約により取得したものに限る。）のみを受け入れること。

Ａ　非課税口座に特定累積投資勘定（つみたて投資枠）が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの期間内に金融商品取引業者等への買付けの委託等により取得をした特定累積投資上場株式等のうち、その取得後直ちに当該非課税口座に受け入れられるもので当該期間内に受け入れた特定累積投資上場株式等の取得対価の額(注2)の合計額が120万円を超えないもの（次の(A)から(C)までに掲げるものの合計額が1,800万円（い

わゆる生涯非課税限度額）を超えることとなるときにおける特定累積投資上場株式等を除く。）。

(A) その年において特定累積投資勘定（つみたて投資枠）に特定累積投資上場株式等を受け入れた場合における取得対価の額(注2)の合計額

(B) その年において特定非課税管理勘定（成長投資枠）に受け入れている上場株式等の取得対価の額(注2)の合計額

(C) 特定累積投資勘定基準額(注3)

B　特定累積投資勘定（つみたて投資枠）に係る特定累積投資上場株式等について行われた受益権の分割等により取得する特定累積投資上場株式等で、特定累積投資勘定（つみたて投資枠）への受入れを非課税口座に係る振替口座簿への記載等により行うもの。

(注) 1　「特定累積投資上場株式等」とは、累積投資上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で上場されているもの又は公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募により行われたもの（特定株式投資信託を除く。）の受益権で、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして一定の要件を満たすもの）に限り、継続適用届出書提出者が出国をした日からその者に係る帰国届出書の提出があった日までの間に金融商品取引業者等への買付けの委託等により取得したものを除いたものをいう。

2　「取得対価の額」とは、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額（払込みにより取得した上場株式等については、その払い込んだ金額）をいう。

3　「特定累積投資勘定基準額」とは、その年の前年12月31日に非課税口座を開設している居住者等が特定累積投資勘定（つみたて投資枠）及び特定非課税管理勘定（成長投資枠）に受け入れている上場株式等の購入の代価の額に相当する金額として、一定の金額をいう。

(ハ) 特定非課税管理勘定（成長投資枠）には、上場株式等(注1)のうち次に掲げるもののみを受け入れること。

A　非課税口座に特定非課税管理勘定（成長投資枠）が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの期間内に金融商品取引業者等への買付けの委託等により取得をした上場株式等のうち、その取得後直ちに当該非課税口座に受け入れられるもので当該期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額（上記(ロ)の（注２）参照）の合計額が240万円を超えないもの（次に掲げるものの合計額が1,200万円（いわゆる成長投資枠限度額）を超えることとなるとき又は上記(ロ)Aの(A)から(C)までに掲げるものの合計額が1,800万円（いわゆる生涯非課税限度額）を超えることとなるときにおける上場株式等を除く。）。

(A) その年において特定非課税管理勘定（成長投資枠）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（上記(ロ)の（注２）参照）の合計額

(B) 特定非課税管理勘定基準額(注2)

B　特定非課税管理勘定（成長投資枠）に係る上場株式等について行われた株式や投資信託の受益権の分割等により取得する上場株式等で、特定非課税管理勘定（成長投資枠）への受入れを非課税口座に係る振替口座簿への記載等により行うもの。

(注) 1　特定非課税管理勘定（成長投資枠）に受け入れることができる上場株式等とは、

措置法第37条の14第１項第１号イからハまでに掲げる上場株式等をいい、次に掲げるものは除かれる。

① 継続適用届出書提出者が出国をした日からその者に係る帰国届出書の提出があった日までの間に金融商品取引業者等への買付けの委託等により取得をしたもの

② 措置法第29条の２第１項本文の規定の適用を受けて取得をしたもの

③ その上場株式等が上場されている金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄又は上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されるものなど一定のもの

２ 「特定非課税管理勘定基準額」とは、その年の前年12月31日に非課税口座を開設している居住者等が特定非課税管理勘定（成長投資枠）に受け入れている上場株式等の購入の代価の額に相当する金額として、一定の金額をいう。

(ニ) 非課税口座が開設されている金融商品取引業者等は、措置法令第25条の13第17項の規定に準じて、基準経過日（非課税口座に初めて特定累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後５年を経過した日ごとの日）における当該非課税口座を開設している居住者等の氏名及び住所を確認することとされていること。

(ホ) 特定累積投資勘定（つみたて投資枠）又は特定非課税管理勘定（成長投資枠）において振替口座簿への記載等がされている上場株式等の譲渡は、金融商品取引業者等への売委託による方法、金融商品取引業者等に対してする方法など一定の方法により行うこと。

(ヘ) その他一定の事項

ニ 特定累積投資勘定

特定累積投資勘定（つみたて投資枠）とは、特定非課税累積投資契約に基づき振替口座簿への記載等がされる特定累積投資上場株式等につき当該記載等を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、次に掲げる要件を満たすものをいう（措法37の14⑤七）。

(イ) 特定累積投資勘定（つみたて投資枠）は、令和６年以後(注)の各年（以下(ロ)において「勘定設定期間内の各年」という。）においてのみ設けられること。

(注) 上記ロと同様に、勘定設定期間（改正前：令和６年１月１日から令和10年12月31日）の期限が廃止された。

(ロ) 特定累積投資勘定（つみたて投資枠）は、原則として、勘定設定期間内の各年の１月１日において設けられること。

ホ 特定非課税管理勘定

特定非課税管理勘定（成長投資枠）とは、特定非課税累積投資契約に基づき振替口座簿への記載等がされる上場株式等につき当該記載等を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、特定累積投資勘定（つみたて投資枠）と同時に設けられるものをいう（措法37の14⑤八）。

(3) 新ＮＩＳＡに係る基準額提供事項の提供等

イ 金融商品取引業者等の営業所の長は、令和７年以後の各年の12月31日（以下このイにおいて「基準日」という。）において、当該営業所に開設されていた非課税口座に設けられた特定累積投資勘定（つみたて投資枠）又は特定非課税管理勘定（成長投資枠）に受け入れている上場株式等がある場合には、基準額提供事項（当該非課税口座を開設している居住者等の

氏名及び生年月日、当該上場株式等の購入の代価に相当する金額など一定の事項をいう。以下ロまでにおいて同じ。）を基準日の属する年（以下この⑶において「基準年」という。）の翌年１月31日までに、措置法規則第18条の15の３第32項で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第６条第１項に規定する電子情報処理組織を使用する方法として措置法規則第18条の15の３第33項で定める方法により当該金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に提供しなければならない（措法37の14㉗）。

この場合において、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、当該基準額提供事項につき帳簿を備え、当該居住者等の各人別に、基準額提供事項を記載し、又は記録しなければならない。

ロ　上記イの基準額提供事項の提供を受けた所轄税務署長は、当該基準額提供事項に係る居住者等の非課税口座で当該基準額提供事項に係る基準年の翌年分の特定累積投資勘定（つみたて投資枠）が設けられているものが開設されている金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長が上記イの所轄税務署長と異なる場合には、当該所在地の所轄税務署長に当該基準額提供事項を通知するものとする（措法37の14㉘）。

ハ　居住者等の非課税口座で基準年の翌年分の特定累積投資勘定（つみたて投資枠）が設けられているものが開設されている金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長は、当該特定累積投資勘定（つみたて投資枠）及び当該特定累積投資勘定（つみたて投資枠）と同時に設けられた特定非課税管理勘定（成長投資枠）に係る特定累積投資勘定基準額及び特定非課税管理勘定基準額など一定の事項を、当該金融商品取引業者等の営業所の長に、電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機と当該金融商品取引業者等の営業所の長の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により提供しなければならない（措法37の14㉙）。

この場合において、当該事項の提供を受けた当該金融商品取引業者等の営業所の長は、当該居住者等に対し、当該特定累積投資勘定基準額及び特定非課税管理勘定基準額を通知しなければならない。

⑷　特定非課税累積投資契約の締結についての経過措置

居住者等が令和５年12月31日において措置法第37条の14第５項第１号の金融商品取引業者等の営業所に開設している非課税口座に同年分の非課税管理勘定（一般ＮＩＳＡ）又は累積投資勘定（つみたてＮＩＳＡ）を設定している場合には、当該居住者等（同日に当該金融商品取引業者等の営業所の長に非課税口座廃止届出書の提出をした者など一定の者を除く。）は令和６年１月１日において当該金融商品取引業者等と特定非課税累積投資契約を締結したものとみなして、措置法第９条の８及び第37条の14の規定を適用する（改正法附則34①、改正措令附則６）。

《適用時期》

上記の改正は、令和５年４月１日以後に適用される（改正法附則１本文）。

【参考】

ＮＩＳＡ制度の概要（～令和５年12月31日）

	つみたてＮＩＳＡ（累積投資勘定）	年分ごとに選択適用	一般ＮＩＳＡ（非課税管理勘定）
口座開設可能期間	平成30年～令和５年		平成26年～令和５年
年間投資上限額	40万円		120万円
非課税保有期間	最長20年間、配当等・譲渡益が非課税		最長５年間、配当等・譲渡益が非課税
非課税投資総額	最大800万円（40万円×20年間）		最大600万円（120万円×５年間）
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託（商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしているものに限る。）		上場株式・公募株式投資信託等
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資		制限なし

ＮＩＳＡ制度の概要（令和６月１月１日～）

	つみたて投資枠（特定累積投資勘定）	同時に設定	成長投資枠（特定非課税管理勘定）
口座開設可能期間	制限なし（恒久化）		同左
年間投資上限額	120万円		240万円
非課税保有期間	制限なし（無期限化）		同左
非課税保有限度額（総枠）	1,800万円 ※簿価残高方式で管理（枠の再利用が可能）		
			1,200万円（内数）
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託（商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしているものに限る。）		上場株式・公募株式投資信託等（高レバレッジ投資信託などを除く。）
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資		制限なし

７　未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税（措令25の13の８）

ジュニアＮＩＳＡについて、非課税管理勘定が設けられた日の属する年の１月１日から５年を経過する日の翌日に設けられる継続管理勘定がある場合には、原則として、同日に当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等は当該継続管理勘定に移管されることとされた（措令25の13の８④、⑫二）。

この場合において、同日に当該未成年者口座内上場株式等を当該継続管理勘定に移管しないこととするときは、当該継続管理勘定を設けた未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に対し、移管しないことを依頼する旨など一定の事項を記載した書類の提出（当該書類の提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項の提供を含む。）をしなければならないこととされた（措令25の13の８⑫三）。

《適用時期》

上記の改正は、令和５年４月１日以後に適用される（改正措令附則１本文）。

８　外国組合員に対する課税の特例（措法41の21）

「外国組合員に対する課税の特例」の適用がある外国組合員については、「特定中小会社が発

行した株式の取得に要した金額の控除等」（措法37の13）や「特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等」（措法37の13の３）の規定が適用されないこととされているのと同様に、「特定新規中小企業者がその設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等」（措法37の13の２）（上記３）の規定が適用されないこととされた。

《適用時期》

上記の改正は、令和５年４月１日以後に適用される（改正法附則１本文）。

《参考》ステーブルコインに関する改正

1　定義ー有価証券ー（所法２①十七）

所得税法第２条第１項第17号に規定される「有価証券」から資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第２条第９項に規定する特定信託受益権（以下３までにおいて「特定信託受益権」という。）を除くこととされた（所令４一）。

なお、特定信託受益権が法人税法第２条第29号ハに規定する特定受益証券発行信託の受益権に該当する場合で、当該特定信託受益権を譲渡したときにおける当該譲渡は、「一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例」（措法37の10）又は「上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例」（措法37の11）の対象になることに留意する。

《適用時期》

上記の改正は、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和４年法律第61号）の施行の日（公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日）以後に適用される（改正所令附則１二）

2　配当所得（所法24②）

配当所得の金額の計算において、その年中の配当等の収入金額から控除することとされている、株式その他配当所得を生ずべき元本を取得するために要した負債の利子から除かれるものに、事業所得又は雑所得の基因となった特定信託受益権で金融商品取引法第２条第１項第14号に掲げる有価証券及び同項第17号に掲げる有価証券（同項第14号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）に表示されるべき権利（これらの有価証券が発行されていないものに限る。）に該当するものを取得するために要した負債の利子が含まれることとされた（所令59①）。

この改正は、上記１の所得税法第２条第１項第17号に規定される「有価証券」から特定信託受益権を除いたものを従前と同様の取扱いとするためのものである。

《適用時期》

上記の改正は、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和４年法律第61号）の施行の日（公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日）以後に適用される（改正法附則１九イ、改正所令附則１二）

3　株式等の譲渡の対価の受領者等の告知（所法224の３）

⑴　特定信託受益権の譲渡をした者がその譲渡の対価の支払を受ける場合において、その対価が金銭以外のものであるときは、株式等の譲渡の対価の受領者等の告知を不要とすることとされた（所法224の３①）

⑵　株式等の譲渡の対価の受領者等の告知を受ける支払者に、特定信託受益権の譲渡について資金決済に関する法律第２条第10項第２号に掲げる行為の委託を受けた同条第12項に規定する電子決済手段等取引業者（同法第62条の８第２項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる者を含む。）が追加された（所法224の３①四）。

《適用時期》

上記の改正は、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法

律等の一部を改正する法律（令和４年法律第61号）の施行の日（公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日）以後に行われる所得税法第224条の３第２項に規定する株式等の譲渡について適用される（改正法附則７）。

４　信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知（所法224の４）

信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知についても上記３と同様の措置がされた（所法224の４①）。

《適用時期》

上記の改正は、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和４年法律第61号）の施行の日（公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日）以後に行われる所得税法第224条の４に規定する信託受益権の譲渡について適用される（改正法附則７）。

（参考）

○　資金決済に関する法律（抄）　●未施行（公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行）●

（定義）

第二条　省　略

２～８　省　略

９　この法律において「特定信託受益権」とは、金銭信託の受益権（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示される場合に限る。）であって、受託者が信託契約により受け入れた金銭の全額を預貯金により管理するものであることその他内閣府令で定める要件を満たすものをいう。

10　この法律において「電子決済手段等取引業」とは、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいい、「電子決済手段の交換等」とは、第一号又は第二号に掲げる行為をいい、「電子決済手段の管理」とは、第三号に掲げる行為をいう。

一　電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換

二　前号に掲げる行為の媒介、取次ぎ又は代理

三、四　省　略

11　省　略

12　この法律において「電子決済手段等取引業者」とは、第六十二条の三の登録を受けた者をいう。

13　以下省略

（電子決済手段を発行する者に関する特例）

第六十二条の八　銀行等又は資金移動業者であって、電子決済手段を発行する者（以下この条において「発行者」という。）は、第六十二条の六第一項第八号及び第九号に該当しない場合には、第六十二条の三の規定にかかわらず、その発行する電子決済手段について、電子決済手段等取引業（電子決済手段関連業務に限る。以下この条及び第百十三条第二号において同じ。）を行うことができる。

２　発行者が前項の規定により電子決済手段等取引業を行う場合においては、当該発行者を電子決済手段等取引業者とみなして、第二条第二十五項、第六十二条の五、前条第三項から第五項まで、次条から第六十二条の十二まで、第六十二条の十四、第六十二条の十六から第六十二条の二十二第一項まで、第六十二条の二十四から第六十二条の二十六第一項まで、第五章、第六章、第百二条及び第百三条の規定並びにこれらの規定に係る第八章の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

３　省　略

【別添】特定新規中小企業者（中小企業等経営強化法６）の要件まとめ（注１、２）

	特定新規中小企業者（注３）		
	A（設立後の期間が10年未満）	【追加】B（設立後の期間が５年未満）	【追加】C（設立後の期間が１年未満）
１　事業実態要件	（省令８五イ）	（省令８五ロ）	（省令８五ハ）
設立後１年未満 （設立事業年度未経過）	・　常勤研究者数が２人以上、かつ、研究者数割合が10%以上（①要件） 又は ・　常勤新事業活動従事者数が２人以上、かつ、新事業活動従事者数割合が 10%以上（②要件） 又は ・　試験研究費等割合が３%超又は売上高成長率が125%超（③要件）	・　左記の①要件、②要件又は③要件のいずれかに該当 かつ ・　事業計画（試験研究費等割合が30%超見込のものに限る）を有すること	・　設立年の12月31において、左記①要件、②要件又は③要件のいずれかの要件に該当 かつ ・　事業計画（販管費割合が30%超見込のものに限る）を有すること
設立後１年未満 （設立事業年度経過）		・　左記の①要件、②要件又は③要件のいずれかに該当 かつ ・　設立後の各事業年度の営業損益金額が零未満 かつ ・　次のイ又はロのいずれかの要件に該当 イ　設立後の各事業年度の売上高が零 ロ　試験研究費等割合が30%超	・　設立年の12月31において、左記①要件、②要件又は③要件のいずれかの要件に該当 かつ ・　販管費割合が30%超
設立後 １年以上２年未満	・　常勤新事業活動従事者数が２人以上、かつ、新事業活動従事者数割合が 10%以上（②要件） 又は ・　試験研究費等割合が３%超又は売上高成長率が125%超（③要件）		
設立後 ２年以上５年未満	・　試験研究費等割合が３%超又は売上高成長率が125%超（③要件）		
設立後 ５年以上10年未満	・　試験研究費等割合が５%超		
２　外部資本要件	・　特定の株主グループの有する株式の総数が発行済株式の６分の５を超えないこと（省令８六イ）	・　特定の株主グループの有する株式の総数が発行済株式の 20 分の 19 を超えないこと（省令８六ロ）	・　特定の株主グループの有する株式の総数が発行済株式の 100 分の 99 を超えないこと（省令８六ハ）

（注１）　この表における「省令」とは、中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号）をいう。

（注２）　上記の要件のほか、株式会社であること、上場・店頭登録会社でないこと、大規模会社の子会社でないこと及び風俗営業等を行うものでないことの要件（省令８一～四）を満たす必要がある。

（注３）　令和５年度改正により、新たにB及びCの類型が追加された。特定新規中小企業者の類型（A～C）と措置法第37条の13及び第37条の13の２の関係は、次のとおりとなる。

	A	B	C
措置法第37の13第１項の適用対象となる「特定中小会社（措法37の13①）」	○	○	○
措置法令第25の12第８項の適用対象となる「特例株式会社（措令25の12⑧）」		○	
措置法第37の13の２第１項の適用対象となる「特定株式会社（措令25の12の２①一）」			○

〔措置法（譲渡所得）関係〕

1　土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例（措法28の４）

○　適用停止期限の延長

短期所有土地の譲渡等をした場合の土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例について、適用停止措置の期限が令和８年３月31日まで３年延長された（措法28の４⑥）。

2　優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（措法31の２）

⑴　適用期限の延長

適用期限が令和７年12月31日まで３年延長された（措法31の２）。

⑵　適用対象となる「優良住宅地等のための譲渡」の範囲の縮減

適用対象から、地上階数４以上の中高層の耐火建築物の建築をする一定の事業を行う者に対する既成市街地等又はこれに類する一定の地区内にある土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるものが除外された（旧措法31の２②十二）。

⑶　適用対象となる「優良住宅地等のための譲渡」の範囲の改正

開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する土地等の譲渡に係る開発許可について、次に掲げる区域内において行われる開発行為に係るものに限定された（措法31の２②十三、措令20の２⑮）。

イ　市街化区域

ロ　市街化調整区域

ハ　区域区分に関する都市計画が定められていない都市計画区域（いわゆる非線引き都市計画区域）のうち用途地域が定められている区域

《適用時期》

１　上記⑵の改正は、個人が令和５年４月１日前に行った旧措置法第31条の２第２項第12号に掲げる土地等の譲渡については、なお従前の例による（改正法附則32①）。

２　上記⑶の改正は、個人が令和５年４月１日以後に行う措置法第31条の２第１項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第３項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧措置法第31条の２第１項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第３項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡については、なお従前の例による（改正法附則32②）。

3　被相続人の居住用財産の譲渡所得の特別控除の特例（措法35③）

⑴　適用期限の延長

被相続人の居住用財産の譲渡所得の特別控除の特例について、適用期限が令和９年12月31日まで４年延長された（措法35③）。

⑵　適用対象となる被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等を譲渡した場合の拡充

相続人が相続若しくは遺贈により取得をした被相続人居住用家屋(注1、2)の一定の譲渡又は

当該被相続人居住用家屋とともにする当該相続若しくは遺贈により取得をした被相続人居住用家屋の敷地等(注2)の一定の譲渡をした場合に、当該被相続人居住用家屋が当該譲渡の時から当該譲渡の日の属する年の翌年２月15日までの間に次に掲げる場合に該当することとなったときは、この特例の適用を受けることができることとされた（措法35③三）。

イ　耐震基準に適合することとなった場合(注3)

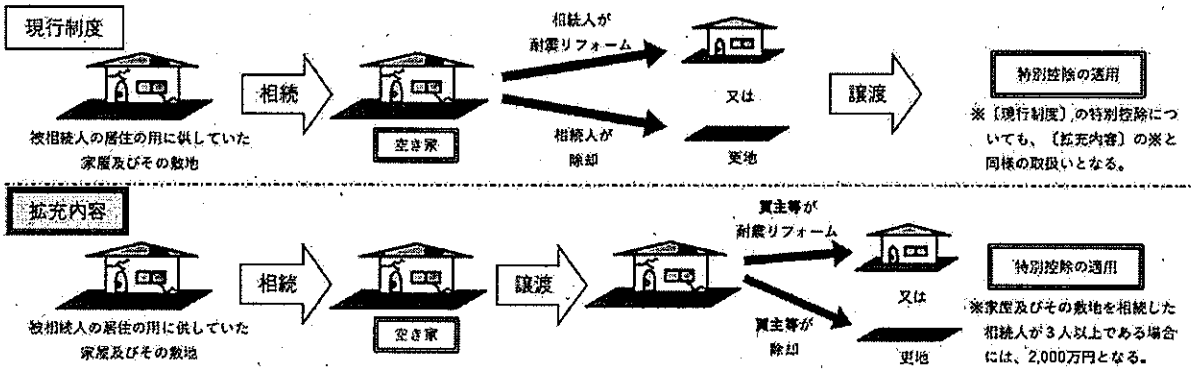
ロ　その全部の取壊し若しくは除却がされ、又はその全部が滅失をした場合

(注) 1　改正前の制度においては、譲渡の時において被相続人居住用家屋が耐震基準に適合又は被相続人居住用家屋の全部の取り壊し等が必要。

2　当該相続の時からその譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないものに限る。

3　添付書類として提出する耐震基準に適合する旨の証明書は、被相続人居住用家屋の譲渡の日から同日の属する年の翌年２月15日までの間に耐震基準に適合させるための工事が完了し、当該工事の完了の日から確定申告書の提出の日までの間に、耐震基準に適合する旨の証明のための家屋の調査が終了したものに限ることとされた（平成21年国土交通省告示第685号）。

（参考）改正イメージ



(3)　相続人の数が３人以上の場合の特別控除額の引き下げ

イ　相続又は遺贈による被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等の取得をした相続人の数が３人以上である場合は、特別控除額が2,000万円（改正前：3,000万円）に引き下げられた（措法35④）。

ロ　被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等の相続人の数が３人以上である場合において、その年に被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等の譲渡に加え、居住用財産の譲渡（措法35①）がある者についての特別控除額の計算方法が次のとおり規定された（措令23⑥⑦）。

(イ)　短期譲渡所得から控除される金額

3,000万円と次に掲げる金額の合計額といずれか低い金額とする（措令23⑦前段）。

A　「居住用財産の譲渡」に係る短期譲渡所得の金額

B　次に掲げる金額のうちいずれか低い金額

(A)　2,000万円

(B)　「被相続人居住用家屋等の譲渡」に係る短期譲渡所得の金額

(注)　Bの金額が2,000万円であるときは、「被相続人居住用家屋等の譲渡」に係る短期

譲渡所得の金額から被相続人の居住用財産の譲渡所得の特別控除の特例（以下このロにおいて「空き家特例」という。）により控除される金額は、2,000万円を限度とする（措令23⑦後段）。

(ロ) 長期譲渡所得から控除される金額

3,000万円（上記(イ)により計算した金額がある場合には、3,000万円からその計算した金額を控除した金額）と、次に掲げる金額の合計額といずれか低い金額とする（措令23⑥前段）。

A 「居住用財産の譲渡」に係る長期譲渡所得の金額

B 次に掲げる金額のうちいずれか低い金額

(A) 2,000万円（上記(イ)の金額がある場合には、2,000万円からその控除される金額を控除した金額）

(B) 「被相続人居住用家屋等の譲渡」に係る長期譲渡所得の金額

(注) Bの金額が(A)に掲げる金額であるときは、「被相続人居住用家屋等の譲渡」に係る長期譲渡所得の金額から空き家特例により控除される金額は、(A)に掲げる金額を限度とする（措令23⑥後段）。

（参考）措置法令第23条第６項及び第７項による特別控除額の具体的な計算例

《事例１》

① 居住用家屋に係る譲渡益（短期）：1,100万円

② 被相続人居住用家屋に係る譲渡益（短期）：2,200万円

短期譲渡所得の金額（措令23⑦）
特別控除額＝【1号】1,100万円（①）＋【2号】2,000万円（2,000万円＜②） ＝3,100万円（＞3,000万円【柱書前段】） ⇒3,000万円 (注) 【2号】の金額が2,000万円であるため、②の譲渡益から控除できる金額は、2,000万円を限度とする（措令23⑦後段）。

《事例２》

① 居住用家屋に係る譲渡益（短期）：400万円

❶ 居住用家屋の敷地等に係る譲渡益（長期）：700万円

② 被相続人居住用家屋に係る譲渡益（短期）：1,500万円

❷ 被相続人居住用家屋の敷地等に係る譲渡益（長期）：800万円

短期譲渡所得の金額（措令23⑦）	長期譲渡所得の金額（措令23⑥）
特別控除額＝【1号】400万円（①） ＋【2号】1,500万円（②＜2,000万円） ＝1,900万円（＜3,000万円【柱書前段】）	特別控除額＝【1号】700万円（❶） ＋【2号】500万円（(2,000万円－1,500万円)＜❷） ＝1,200万円（＞(3,000万円－1,900万円)【柱書前段】） ⇒1,100万円 (注) 【2号】の金額が(2,000万円－1,500万円)であるため、❷の譲渡益から控除できる金額は、(2,000万円－1,500万円)を限度とする（措令23⑥後段）。

《適用時期》

上記⑵及び⑶の改正は、個人が令和６年１月１日以後に行う措置法第35条第３項に規定する対象譲渡について適用される（改正法附則32③）。

４　低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除（措法35の３）

⑴　適用期限の延長

低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除について、適用期限が令和７年12月31日まで３年延長された（措法35の３①）。

⑵　特定の区域内に所在する低未利用土地等を譲渡する場合の譲渡対価に係る要件の引き上げ

低未利用土地又は当該低未利用土地の上に存する権利（以下この４において「低未利用土地等」という。）の譲渡が次に掲げる区域内に所在するものの譲渡である場合は、当該譲渡の対価の額の要件が800万円以下に引き上げられた（措法35の３②二）。

イ　都市計画法（昭和43年法律第100号）第７条第１項の市街化区域又は区域区分に関する都市計画が定められていない都市計画区域のうち同法第８条第１項第１号に規定する用途地域が定められている区域（措法35の３②二イ、措令23の３②）

ロ　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）第45条第１項に規定する所有者不明土地対策計画を作成した市町村の区域（上記①に掲げる区域を除く。）（措法35の３②二ロ）

⑶　低未利用土地等の範囲の縮減

国土交通省の運用上、低未利用土地等がその譲渡後にコインパーキングとして利用される場合は、措置法第35条の３第１項に規定する「譲渡の後に低未利用土地等の利用がされる場合」に該当しないものとして、低未利用土地等の譲渡後の利用要件に係る用途の対象から除外された（令和５年４月３日国土交通省通知「低未利用土地等の譲渡に係る所得税及び個人住民税の特例措置の適用に当たっての要件の確認について」）。

《適用時期》

上記⑵の改正は、個人が令和５年１月１日以後に行う措置法第35条の３第１項に規定する低未利用土地等の譲渡について適用される（改正法附則32④）。

（参考）

○　都市計画法（抄）

（区域区分）

第七条　都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域との区分（以下「区域区分」という。）を定めることができる。ただし、次に掲げる都市計画区域については、区域区分を定めるものとする。

一　次に掲げる土地の区域の全部又は一部を含む都市計画区域

イ　首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地又は同条第四項に規定する近郊整備地帯

ロ　近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域又は同条第四項に規定する近郊整備区域

ハ　中部圏開発整備法第二条第三項に規定する都市整備区域

二　前号に掲げるもののほか、大都市に係る都市計画区域として政令で定めるもの

２・３　省　略

（地域地区）

第八条　都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる地域、地区又は街区を定めることができる。

一　第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域（以下「用途地域」と総称する。）

二～十六　省　略

２～４　省　略

○　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（抄）

（所有者不明土地対策計画）

第四十五条　市町村は、単独で又は共同して、基本方針に基づき、所有者不明土地の利用の円滑化等を図るための施策に関する計画（以下「所有者不明土地対策計画」という。）を作成することができる。

２～６　省　略

○　建築基準法（抄）

（用語の定義）

第二条　この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　建築物　土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨（こ）線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。

二～三十五　省　略

5　特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例（措法37、37の２、37の３、37の４）

(1)　適用期限の延長

特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例について、適用期限が令和８年12月31日まで(国内にある長期所有の土地等、建物又は構築物から国内にある一定の土地等、建物又は構築物への買換え（措法37①表三）については令和８年３月31日まで）３年延長された（措法37①③④、37の４）。

(2)　譲渡資産及び買換資産の範囲等に係る改正内容

措置法第37条第１項各号		改正前の措置の内容	改正内容
旧第１号	既成市街地等の内から外への買換え	○譲渡資産 既成市街地等内にある事業所用の建物等又はその敷地の用に供されている土地等で、所有期間が10年を超えるもの ○買換資産 農林業用以外の資産…三大都市圏の近郊整備地帯等及び都市開発区域内にある土地等、建物、構築物又は機械装置 農林業用の資産…市街化区域以外の地域内にある土地等、建物、構築物又は機械装置	【廃止】
第１号	航空機騒音障害区域の内から外への買換え	○譲渡資産 次の航空機騒音障害区域内にある土地等、建物又は構築物 ①特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和53年法律第26号）第４条第１項に規定する航空機騒音障害防止特別地区 ②公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号）第９条第１項に規定する第二種区域 ③防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第５条第１項に規定する第二種区域 ○買換資産	【縮減】 譲渡資産から令和２年４月１日前に左記①又は②となった区域内にある資産が除外された（措法37①表一）。

<table>
<tr><th colspan="2">措置法第37条第１項各号</th><th>改正前の措置の内容</th><th>改正内容</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>航空機騒音障害区域以外の地域内にある土地等、建物、構築物又は機械装置
○課税の繰延割合
80％（譲渡資産が令和２年４月１日前に①若しくは②になった区域内又は③の区域内にあるものについては、70％）</td><td></td></tr>
<tr><td>第２号</td><td>既成市街地等及びこれに類する区域内の買換え</td><td>○譲渡資産
次の区域内にある土地等、建物又は構築物
①既成市街地等
②都市再開発法（昭和44年法律第38号）第２条の３第１項第２号又は同条第２項の地区の定められた市の都市計画区域内の人口集中地区
③道府県県庁所在市の都市計画区域内の人口集中地区
○買換資産
①～③の区域内にある土地等、建物、構築物又は機械装置で、市街地再開発事業に関する都市計画の実施に従って取得をされるもの</td><td>【改正なし】</td></tr>
<tr><td>第３号</td><td>国内にある長期保有資産から国内にある一定の資産への買換え</td><td>○譲渡資産
国内にある土地等、建物又は構築物で、所有期間が10年を超えるもの
○買換資産
国内にある土地等（300㎡以上）、建物又は構築物
○課税の繰延割合
<table><tr><th>譲渡資産／買換資産</th><th>集中地域以外</th><th>集中地域
東京都特別区以外</th><th>集中地域
東京都特別区</th></tr><tr><td>集中地域以外</td><td rowspan="3">80%</td><td>75%
（旧措法37⑩二）</td><td>70%
（旧措法37⑩一）</td></tr><tr><td>集中地域</td><td>東京都特別区以外</td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td></td><td>東京都特別区</td></tr></table></td><td>【縮減等】
・課税の繰延割合について、次のとおり見直された（後記「(参考) 課税の繰延割合の改正イメージ」参照）。
①東京都特別区の区域から地域再生法の集中地域以外の地域への買換えについて、買換えの課税の繰延割合が90％に引き上げられた（措法37⑩一）。
②地域再生法の集中地域以外の地域から東京都特別区の区域への買換えについて、買換えの課税の繰延割合が60％に引き下げられた（措法37⑩三）。
(注) 主たる事務所の所在地の移転を伴う買換えの場合に限る。</td></tr>
<tr><td>第４号</td><td>船舶から船舶への買換え</td><td>○譲渡資産
海洋運輸業の用に供されている船舶及び沿海運輸業の用に供されている船舶については船齢25年未満のもの、建設業又はひき船業の用に供されている船舶については船齢35年未満のもの
○買換資産
海洋運輸業の用に供されている船舶、沿海運輸業の用に供されている船舶若しくは建設業又はひき船業の用に供されている船舶で、法定対応年数以下のもののうち、譲渡船舶の船齢未満であり、一定の環境負荷低減要件が課されたもの</td><td>【縮減】
買換資産について、譲渡資産と同一の事業の用に供されているものに限定された（措令25⑬）。
○海洋運輸業の用に供されている船舶
・譲渡資産の船齢要件が20年未満に引き下げられた（措令25⑫一）。
・買換資産の環境への負荷の低減に係る要件が見直された（措令25⑬、平成29年国土交通省告示第303号、平成27年国土交通省告示第473号）。
○沿海運輸業の用に供されている船舶
・譲渡資産の船齢要件が23年未満に引き下げられた（措令25⑫二）。
・買換資産のうち新造船の要件について、推進効率改良型プロペラの搭載が必須とされた（改正前：他の設備との選択）（平成29年国土交通省告示第303号）。
○建設業又はひき船業の用に供されている船舶
・譲渡資産の対象から平成23年１月１日以後に建造された船舶が除外された上、</td></tr>
</table>

措置法第37条第１項各号		改正前の措置の内容	改正内容
			譲渡資産の船齢要件が30年未満に引き下げられた（措法37①表四、措令25⑫三）。

（参考）課税の繰延割合の改正イメージ（措法37①表三、⑩）

<table>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">譲渡資産＼買換資産</td><td rowspan="2">集中地域以外の地域</td><td colspan="3">集中地域</td></tr>
<tr><td>東京都特別区以外</td><td colspan="2">東京都特別区</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td>主たる事務所資産以外</td><td>主たる事務所資産</td><td>—</td><td>主たる事務所資産以外</td><td>主たる事務所資産</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">集中地域以外</td><td>主たる事務所資産以外</td><td rowspan="4" colspan="2">80%(措法37①)</td><td rowspan="2">75%
(措法37⑩二)</td><td colspan="2">70%(措法37⑩三)</td></tr>
<tr><td>主たる事務所資産</td><td>60%
(措法37⑩三)
(改正前:70%)</td></tr>
<tr><td rowspan="3">集中地域</td><td>東京都特別区以外</td><td>—</td><td colspan="3">—</td></tr>
<tr><td rowspan="2">東京都特別区</td><td>主たる事務所資産以外</td><td rowspan="2">90%
(措法37⑩一)
(改正前:80%)</td><td colspan="3" rowspan="2">—</td></tr>
<tr><td>主たる事務所資産</td></tr>
</table>

(注)　主たる事務所の移転を伴う買換えは、譲渡資産及び買換資産がその個人の主たる事務所として使用される建物及び構築物並びにその敷地の用に供される土地等を譲渡及び取得することにより判定する。

(3)　適用要件の追加

この特例の適用を受ける場合は、譲渡資産の譲渡の日（同日前に買換資産の取得をした場合には、その取得の日）を含む三月期間の末日の翌日から２か月以内に、納税地の所轄税務署長にこの特例の適用を受ける旨等の届出をすることとされた（措法37①、措令25③）。

(注)　三月期間とは、１月１日から３月31日まで、４月１日から６月30日まで、７月１日から９月30日まで及び10月１日から12月31日までの各期間をいう。

《適用時期》

１　上記(2)の改正の適用時期は以下のとおり。

(1)　「措置法第37条第１項各号」欄の旧第１号の改正は、個人が令和５年４月１日前に行った旧措置法第37条第１項の表の第１号の上欄に掲げる資産の譲渡については、なお従前の例による（改正法附則32⑤）。

(2)　「措置法第37条第１項各号」欄の第１号、第３号及び第４号の改正は、個人が令和５年４月１日以後に措置法第37条第１項の表の第１号、第３号又は第４号の上欄に掲げる資産の譲渡をし、かつ、当該個人が同日以後にこれらの号の下欄に掲げる資産の取得（建設及び製作を含む。以下この《適用時期》において同じ。）をする場合における当該譲渡について適用される（改正法附則32⑥、改正措令附則４①）。

２　上記(3)の改正は、個人が令和６年４月１日以後に措置法第37条第１項の表の各号の上欄に掲げる資産の譲渡をし、かつ、当該個人が同日以後に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をする場合における当該譲渡について適用される（改正法附則32⑦）。

６　既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の

譲渡所得の課税の特例（措法37の５）

○　適用対象となる中高層の耐火建築物の建築に係る事業の範囲の縮減

既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例について、措置法第31条の２第１項の適用対象から旧措置法第31条の２第２項第12号に規定する特定の民間再開発事業が除外されたことに伴い（上記２(2)参照）、買換資産である中高層の耐火建築物の建築に係る事業の範囲から、当該特定の民間再開発事業が除外された（措法37の５①表一、旧措令25の４④二）。

《適用時期》

上記の改正は、令和５年４月１日以後に適用される（改正法附則１本文）。

なお、令和５年４月１日前において旧措置法第37条の５第２項において準用する旧措置法第37条第４項の規定に基づき受けた同項の税務署長の承認は措置法第37条の５第２項の規定に基づき受けた同項の税務署長の承認と、同日前において旧措置法第37条の５第２項において準用する旧措置法第37条第４項の規定に基づき同項の税務署長が認定した日は措置法第37条の５第２項の規定に基づき同項の税務署長が認定した日と、それぞれみなして、同項の規定を適用する（改正法附則32⑧）。

７　居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除（措法41の５）

○　特例対象純損失金額又は特定雑損失金額がある場合の控除順

措置法第41条の５第４項に規定する通算後譲渡損失の金額の生じた年が、所得税法令第201条第２項に規定する特例対象純損失金額若しくは所得税法令第204条第３項に規定する特定雑損失金額の生じた年又はその翌年であるときは、当該通算後譲渡損失の金額は当該特例対象純損失金額又は当該特定雑損失金額よりも古い年に生じたものとして措置法第41条の５第１項の規定による控除を行うこととされた（措令26の７③）。

《適用時期》

上記の改正は、令和５年４月１日以後に適用される（改正措令附則１本文）。

８　特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除（措法41の５の２）

○　特例対象純損失金額又は特定雑損失金額がある場合の控除順

措置法第41条の５の２第４項に規定する通算後譲渡損失の金額の生じた年が、所得税法令第201条第２項に規定する特例対象純損失金額若しくは所得税法令第204条第３項に規定する特定雑損失金額の生じた年又はその翌年であるときは、当該通算後譲渡損失の金額は当該特例対象純損失金額又は当該特定雑損失金額よりも古い年に生じたものとして措置法第41条の５の２第１項の規定による控除を行うこととされた（措令26の７の２③）。

《適用時期》

上記の改正は、令和５年４月１日以後に適用される（改正措令附則１本文）。

《参考》改正法以外の法律の改正等により譲渡所得の特例に影響のあるもの

１　優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（措法31の２）

○　改正前の都市再生特別措置法施行令の規定の引き写し

都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和５年政令第98号）による都市再生特別措置法施行令の改正に伴い、措置法第31条の２第２項第７号に規定する都市再生事業の範囲が異なることとなることを防ぐため、改正前の都市再生特別措置法施行令第７条第１項に規定された都市再生事業の規模について、措置法令第20条の２第７項第２号に引き写し、措置法第31条の２第２項第７号に規定する都市再生事業の範囲に変更がないよう改正している（措法31の２②七、措令20の２⑦二）。

《適用時期》

上記の改正は、令和５年４月１日以後に適用される（改正措令附則１本文）。

（参考）

○　都市再生特別措置法施行令（都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令による改正前の都市再生特別措置法施行令）（抄）

（法第二十条第一項の政令で定める都市再生事業の規模）

第七条　法第二十条第一項の規定による民間都市再生事業計画の認定を申請することができる都市再生事業についての同項の政令で定める規模は、一ヘクタールとする。ただし、当該都市開発事業の事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の都市開発事業（都市再生緊急整備地域内におけるその地域整備方針に定められた都市機能の増進を主たる目的とするものに限る。）が施行され、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、これらの都市開発事業の事業区域の面積の合計が一ヘクタール以上となる場合にあっては、〇・五ヘクタールとする。

２・３　省　略

２　収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（措法33、33の２）

○　漁港漁場整備法の改正

漁港及び漁場の整備等に関する法律（旧漁港漁場整備法）（昭和25年法律第137号）の改正に伴い、漁港施設の範囲が拡充（漁港施設に配送用作業施設、仲卸施設及び直売所を追加）した後も引き続き、漁港施設に関する事業が土地収用法の収用適格事業とされたため、当該漁港施設に関する事業に必要な土地等について、引き続き簡易証明制度の対象とされた（措法33①、33の２①一、措規14⑤三イ）。

《適用時期》

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和５年４月25日現在未成立）の施行の日（公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日）から適用する（漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律附則１）。

（参考）

○　土地収用法（抄）

（土地を収用し、又は使用することができる事業）

第三条　土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業でなければならない。

一～九の二　省略

十　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）による港湾施設又は漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）による漁港施設

十の二～三十五　省　略

○　漁港及び漁場の整備等に関する法律（漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和５年４月25日現在未成立）第１条による改正後）（抄）

（漁港施設の意義）

第三条　この法律で「漁港施設」とは、次に掲げる施設であつて、漁港の区域内にあるものをいう。

一　省　略

二　機能施設

イ～ヘ　省　略

ト　漁獲物の処理、保蔵及び加工及び販売施設　荷さばき所、荷役機械、配送用作業施設、蓄養施設、水産倉庫、野積場、製氷、冷凍及び冷蔵施設、加工場、仲卸施設並びに直売所

チ～カ　省　略

第３　登録免許税関係

〔登録免許税法関係〕

○　非課税法人

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（令和４年法律第54号）により改正された福島復興再生特別措置法に基づき、福島国際研究教育機構が設立されることに伴い、同機構を非課税法人の範囲（登法別表第２）に加えることとされた（登法別表第２）。

《適用時期》

上記の改正は、令和５年４月１日から適用される（改正法附則１本文）。

〔措置法（登録免許税）関係〕

○　特例の延長等

(1)　土地の売買による所有権の移転登記等の税率の軽減（措法72）

○　適用期限の延長

特例の適用期限が令和８年３月31日まで３年延長された（措法72①）。

（参考）

登記の種類	本則	軽減税率
所有権の移転登記	20/1,000	15/1,000
所有権の信託登記	4/1,000	3/1,000

(2)　農用地利用集積等促進計画に基づき農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減（措法77）

イ　適用期限の延長

特例の適用期限が令和８年３月31日まで３年延長された（措法77①）。

ロ　基盤強化法等改正法の施行に伴う規定の整備

特例の対象となっていた利用権設定等促進事業は、市町村が作成する農用地利用集積計画によって定められていたが、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第56号。以下この(2)において「基盤強化法等改正法」という。）の施行（令和５年４月１日）(※)により、農地中間管理機構が作成する農用地利用集積等促進計画に統合されることに伴い、次のとおり規定の整備がされた（措法77については令和４年改正により手当済み）。

(イ)　措置法第77条の規定の適用を受けようとする者が、申請により登記を受けようとする場合には、登記の申請書に添付することとされている市町村長の証明書の記載事項から、利用権設定等促進事業により取得したものであること並びに農用地利用集積計画の公告の日及び農用地を取得した日を除くこととされた（措規29）。

(ロ)　措置法第77条の規定の適用を受けようとする者が、市町村長の嘱託により登記を受けようとする場合の登記手続きが廃止された（旧措規29②）

※　基盤強化法等改正法施行後最長２年間は、従来の農用地利用集積計画も併存する経過措置が基盤強化法等改正法に講じられている（基盤強化法等改正法附則５①）。

（参考）

登記の種類	本則	軽減税率
所有権の移転登記	20/1,000	10/1,000

《適用時期》

上記ロの改正は、令和５年４月１日から適用される（改正措規附則１本文）。

なお、施行日以後に令和４年改正法附則第52条第２項の規定により措置法第77条の適用を受けようとする者は、措置法規則第29条の規定にかかわらず、次のとおりとする（改正措規附則９）。

① 措置法第77条の規定の適用を受けようとする者が、申請により登記を受けようとする場合には、その登記の申請書に、当該登記が同条の規定に該当するものであることについての市町村長の証明書で、その者が措置法令第42条の４第１項に規定する効率的かつ安定的な農業経営を行う者としての農林水産大臣が定める基準を満たす者であること、当該登記に係る土地が基盤強化法等改正法附則第５条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する農用地利用集積計画に係る同法第１条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）（以下この《適用時期》において「改正前の基盤強化法」という。）第４条第３項第１号に規定する利用権設定等促進事業により取得されたものであること、当該土地が措置法令第42条の４第２項に規定する農用地区域内に存すること及び当該土地が同条第３項に規定する土地に該当するものであること並びに当該土地の取得に係る当該農用地利用集積計画の公告の日及びその者が当該土地を取得した日の記載があるものを添付しなければならない。

② 措置法第77条の規定の適用を受けようとする者が、市町村長の嘱託により登記を受けようとする場合には、市町村長に対する登記の嘱託の請求書に、上記①の市町村長の証明書を添付し、当該登記の嘱託書に当該証明書を添付して当該登記の嘱託をすべき旨の請求をしなければならない。

(3) 信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減（措法78）

○ 適用期限の延長

特例の適用期限が令和７年３月31日まで２年延長された（措法78①、②）。

（参考）

登記の種類	本則	軽減税率
抵当権の設定登記（不動産等）	4/1,000	1.5/1,000
抵当権の設定登記（動産）	3/1,000	

(4) 農業競争力強化支援法に規定する認定事業再編計画に基づき行う登記の税率の軽減（措法80④）

○ 適用期限の延長

特例の適用期限が令和７年３月31日まで２年延長された（措法80④）。

（参考）

登記の種類	本則	軽減税率
株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記	7/1,000	3.5/1,000 (注)
合併による株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記	1.5/1,000（資本金の額を超える部分は7/1,000）	1/1,000（資本金の額を超える部分 (注) は3.5/1,000）
分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記	7/1,000	5/1,000 (注)
法人の設立等の場合における不動産の所有権の移転の登記	20/1,000	16/1,000
合併による不動産の所有権の移転登記等	4/1,000	2/1,000
分割による不動産の所有権の移転登記等	20/1,000	4/1,000

(注)　増加した資本金の額のうち、3,000億円を超える部分を除く。

(5)　医療機関の開設者が再編計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減（措法80の３）

○　適用期限の延長

特例の適用期限が令和８年３月31日まで３年延長された（措法80の３①）。

（参考）

登記の種類	本則	軽減税率
土地の所有権の移転登記	20/1,000	10/1,000
建物の所有権の保存登記	4/1,000	2/1,000

(6)　認定民間都市再生事業計画に基づき建築物を建築した場合の所有権の保存登記の税率の軽減（措法83）

イ　適用期限の延長

特例の適用期限が令和８年３月31日まで３年延長された（措法83①、②）。

ロ　面積要件の引き上げ

特定都市再生緊急整備地域内において行われる都市再生事業の要件のうちその都市再生事業の施行される土地の区域内に整備される建築物の延べ面積要件が75,000㎡以上（改正前：50,000㎡以上）に引き上げられた（措令43の２①一）。

（参考）

登記の種類	本則	軽減税率
所有権の保存登記（都市再生緊急整備地域）	4/1,000	3.5/1,000
所有権の保存登記（特定都市再生緊急整備地域）		2/1,000

《適用時期》

上記ロの改正は、令和５年４月１日以後に措置法第83条第２項に規定する国土交通大臣の

認定を受ける場合における同項に規定する建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税について適用される（改正措令附則15）。

(7) 居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づき不動産を取得した場合の所有権等の移転登記等の税率の軽減（措法83の２の２）

○ 適用期限の延長

特例の適用期限が令和８年３月31日まで３年延長された（措法83の２の２）。

（参考）

登記の種類	本則	軽減税率
所有権の移転登記	20/1,000	10/1,000
地上権等の設定登記	10/1,000	5/1,000

(8) 特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記の税率の軽減（措法83の２の３）

○ 適用期限の延長

特例の適用期限が令和７年３月31日まで２年延長された（措法83の２の３）。

（参考）

登記の種類	本則	軽減税率
所有権の移転登記	20/1,000	13/1,000

(9) 特例事業者等が不動産特定共同事業契約により不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減（措法83の３）

○ 適用期限の延長

特例の適用期限が令和７年３月31日まで２年延長された（措法83の３①③）。

（参考）

登記の種類	本則	軽減税率
所有権の移転登記	20/1,000	13/1,000
所有権の保存登記	4/1,000	3/1,000

(10) 鉄道事業者が取得した特定の鉄道施設に係る土地等の所有権の移転登記等の免税（措法84の２）

○ 適用期限の延長

特例の適用期限が令和13年３月31日まで８年延長された（措法84の２）。

《参考》改正法以外の法律の改正等により登録免許税の特例に影響のあるもの

１ 住宅用家屋の所有権の保存登記の税率の軽減（措法72の２）

○ 住宅用家屋証明に係る市区町村の証明事務の一部省略

住宅用家屋の所有権の保存登記に対する登録免許税の税率の軽減措置等の適用を受ける場合に登記の申請書に添付することとされている住宅用家屋証明書に係る市区町村の証明事務について、その証明の申請の際に住宅用家屋の審査に係る一定の書類の添付があった場合には、証明事務の一部を省略することができることとされた（国土交通省において調整中）。

2　認定民間都市再生事業計画に基づき建築物を建築した場合の所有権の保存登記の税率の軽減（措法83）

○　都市再生特別措置法施行令の改正

都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令による都市再生特別措置法施行令の改正に伴い、措置法第83条第１項に規定する都市再生特別措置法第21条第１項の認定について、都市開発事業の面積の規模が、原則１ヘクタールから0.5ヘクタールに緩和された（都市再生特別措置法21①、都市再生特別措置法施行令７）。

《適用時期》

上記の改正は、令和５年４月１日から適用される（都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令附則１）。

（参考）

○　都市再生特別措置法（抄）

（民間都市再生事業計画の認定）

第二十条　都市再生緊急整備地域内における都市開発事業であって、当該都市再生緊急整備地域の地域整備方針に定められた都市機能の増進を主たる目的とし、当該都市開発事業を施行する土地（水面を含む。）の区域（以下この節において「事業区域」という。）の面積が政令で定める規模以上のもの（以下「都市再生事業」という。）を施行しようとする民間事業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該都市再生事業に関する計画（以下「民間都市再生事業計画」という。）を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができる。

２　省　略

（民間都市再生事業計画の認定基準等）

第二十一条　国土交通大臣は、前条第一項の認定（以下この節において「計画の認定」という。）の申請があった場合において、当該申請に係る民間都市再生事業計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、計画の認定をすることができる。

一～四　省　略

２・３　省　略

○　都市再生特別措置法施行令（抄）

（法第二十条第一項の政令で定める都市再生事業の規模）

第七条　法第二十条第一項の規定による民間都市再生事業計画の認定を申請することができる都市再生事業についての同項の政令で定める都市開発事業の事業区域の面積の規模は、〇・五ヘクタールとする。

一　次号に掲げる場合以外の場合　一ヘクタール

二　省　略

２・３　省　略

第４　その他

１　公示送達（通法14）

(1)　公示送達の方法の改正

公示送達は、公示事項を一定の方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を税務署その他の行政機関の掲示場に掲示し、又は公示事項をその行政機関に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってすることとされた（通法14②）。

(2)　公示事項の改正

公示事項のうち「送達すべき書類の名称」を「送達すべき書類を特定するために必要な情報」とすることとされた（通法14②）。

《適用時期》

上記の改正は、公布の日から起算して３年３月を超えない範囲内において政令で定める日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による（改正法附則１七、23①）。

２　無申告加算税等（通法66等）

(1)　高額無申告に対する無申告加算税の割合の引き上げ

無申告加算税の割合（改正前：15％（納付すべき税額が50万円を超える部分は20％））について、納付すべき税額（その納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちに申告、更正又は決定前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて当該納税者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあるときは、その事実に基づく税額を控除した税額に限る。）が300万円を超える場合には、納付すべき税額が300万円を超える部分に対する割合を30％（期限後申告書又は修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があったことによりその国税について更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、25％）とすることとされた（通法66③）。

(2)　連年無申告に対する無申告加算税又は無申告加算税に代えて課される重加算税の加重措置の創設

過去に無申告加算税又は重加算税が課されたことがある場合に無申告加算税又は重加算税の割合に10％加算する措置の対象に、期限後申告書若しくは修正申告書の提出（その申告に係る国税についての調査があったことによりその国税について更正又は決定があるべきことを予知してされたものでない場合において、その申告に係る国税についての調査通知がある前に行われたものを除く。）又は更正若しくは決定（以下「期限後申告等」という。）があった場合において、その期限後申告等に係る国税の課税期間の初日の属する年の前年及び前々年に課税期間が開始したその国税（課税期間のない国税については、その国税の納税義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に納税義務が成立した国税）の属する税目について、一定の無申告加算税若しくは無申告加算税に代えて課される重加算税（以下「無申告加算税等」という。）を課されたことがあり、又はその無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認めるときにおけるその期限後申告等に基づき課する無申告加算税等を加えることとされた（通法66⑥二、68④二）。

《適用時期》

上記の改正は、令和６年１月１日以後に法定申告期限（国税に関する法律の規定により当該法定申告期限とみなされる期限を含む。以下この《適用時期》において「法定申告期限」という。）が到来する国税について適用し、同日前に法定申告期限が到来した国税については、なお従前の例による。この場合において、同日前に法定申告期限が到来した国税に係る旧国税通則法第66条の無申告加算税（同条第７項の規定の適用があるものを除く。）又は旧国税通則法第68条第２項の重加算税は、国税通則法第66条第６項第２号に規定する特定無申告加算税等とみなす（改正法附則23③）。

祖父母などから教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度のあらまし

制度の概要

平成25年４月１日から令和８年3月31日までの間に、30歳未満の方（以下「受贈者」といいます。）が、教育資金（⇨ 2ページ）に充てるため、金融機関等※1との一定の契約に基づき、受贈者の直系尊属（祖父母など。以下「贈与者」といいます。）から①信託受益権を取得した場合、②書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預入をした場合又は③書面による贈与により取得した金銭等で証券会社等で有価証券を購入した場合（以下「教育資金口座の開設等」といいます。）には、その信託受益権等の価額のうち1,500万円までの金額に相当する部分の価額については、受贈者が金融機関等の営業所等に教育資金非課税申告書の提出等をすることにより、贈与税が非課税となります※2。

なお、契約期間中に贈与者が死亡した場合には、原則として※3、その死亡日における非課税拠出額※4から教育資金支出額※5（学校等以外の者に支払われる金銭については、500万円を限度とします。）を控除した残額のうち、一定の計算をした金額（以下「管理残額」といいます。）を、その贈与者から相続等により取得したものとみなされます。

また、教育資金口座に係る契約が終了した場合には、非課税拠出額から教育資金支出額を控除（相続等により取得したものとみなされた管理残額がある場合には、その管理残額も控除します。）した残額があるときは、その残額はその契約終了時に贈与があったこととされます。

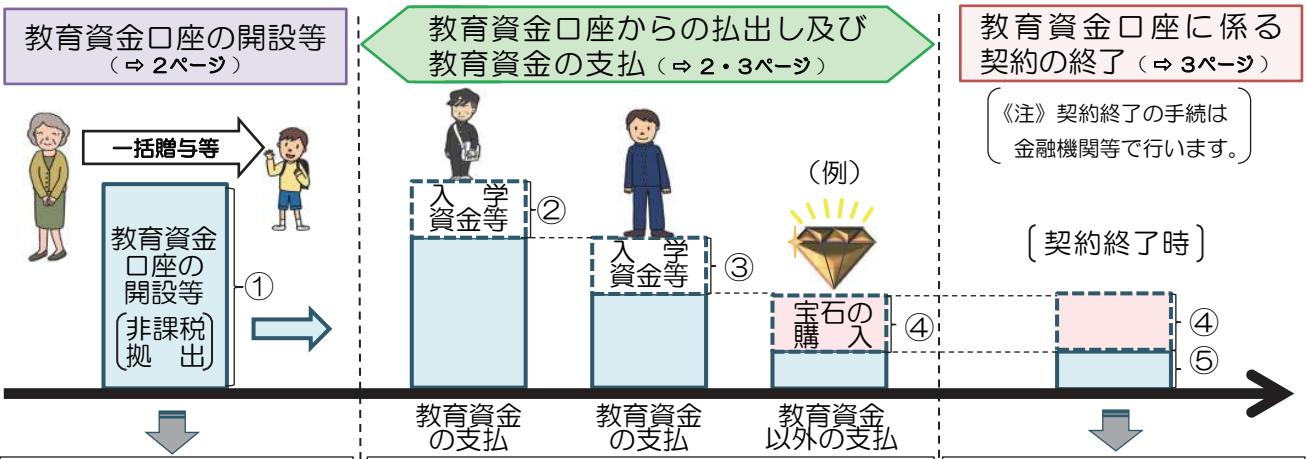
※1　金融機関等とは、信託会社（信託銀行）、銀行等及び証券会社をいいます。

2　平成31年４月１日以後に取得した信託受益権等について、その取得した日の属する年の前年分の受贈者の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合には、この非課税制度の適用を受けることができません。

3　贈与者の死亡日において、受贈者が23歳未満である場合や平成31年４月１日以後に取得した信託受益権等がない場合など、一定の場合には相続等により取得したものとはみなされません。

4　「非課税拠出額」とは、教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書にこの非課税制度の適用を受けるものとして記載された金額の合計額（1,500万円を限度とします。）をいいます。

5　「教育資金支出額」とは、金融機関等の営業所等において、教育資金の支払の事実を証する書類等（領収書等）により教育資金の支払の事実が確認され、かつ、記録された金額の合計額をいいます。



制度内容	1,500万円まで非課税	教育資金口座からの払出し、教育資金の支払等	贈与者が死亡した場合には、原則として、管理残額を贈与者から相続等により取得したものとみなされます。	非課税拠出額－教育資金支出額〔（①-②-③）=（④+⑤）〕について贈与があったこととされます。
主な手続	金融機関等での手続	金融機関等での手続	税務署での手続	税務署での手続
	教育資金非課税申告書の提出等	領収書等の提出等	相続税の申告書の提出	贈与税の申告書の提出

○　国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】では、「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税に関するＱ＆Ａ」など、贈与税や相続税に関する情報を掲載しておりますので、是非ご利用ください。

→制度の詳細へ

令和５年５月

税務署　この社会あなたの税がいきている

教育資金とは？

(1)　**学校等に対して直接支払われる**次のような金銭をいいます。
　①　入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費又は入学（園）試験の検定料など
　②　学用品の購入費、修学旅行費や学校給食費など学校等における教育に伴って必要な費用など
　(注)　「学校等」とは、学校教育法で定められた幼稚園、小・中学校、高等学校、大学（院）、専修学校及び各種学校、一定の外国の教育施設、認定こども園又は保育所などをいいます。
(2)　**学校等以外の者に対して直接支払われる**次のような金銭で教育を受けるために支払われるものとして社会通念上相当と認められるものをいいます。
＜イ　役務提供又は指導を行う者（学習塾や水泳教室など）に直接支払われるもの＞
　③　教育（学習塾、そろばんなど）に関する役務の提供の対価や施設の使用料など
　④　スポーツ（水泳、野球など）又は文化芸術に関する活動（ピアノ、絵画など）その他教養の向上のための活動に係る指導への対価など
　⑤　③の役務の提供又は④の指導で使用する物品の購入に要する金銭
　(注)　受贈者が23歳に達した日の翌日以後に支払われる③～⑤の金銭については、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するための費用に限ります。
＜ロ　イ以外（物品の販売店など）に支払われるもの＞
　⑥　②に充てるための金銭であって、学校等が必要と認めたもの
　⑦　通学定期券代、留学のための渡航費などの交通費

(注)　費用の内容やその取扱いなど**教育資金**及び**学校等の範囲**についてご不明な点がある場合には、**文部科学省ホームページ【https://www.mext.go.jp】**に掲載されている**教育資金**及び**学校等の範囲**に関する**Q&A**などをご覧ください。

1．教育資金口座の開設等

この非課税制度の適用を受けるためには、教育資金口座の開設等を行った上で、**教育資金非課税申告書**をその口座の開設等を行った**金融機関等の営業所等に**、信託や預入などをする日（通常は教育資金口座の開設等の日となります。）までに**提出等**をしなければなりません（この申告書は、金融機関等の営業所等が受理した日に受贈者の納税地の所轄税務署長に提出されたものとみなされます。）。

(注) 1　受贈者が既にこの申告書の提出等をしている場合には、原則として、重ねて提出等をすることができません。
　2　教育資金口座の取扱いの有無等については、各金融機関等の営業所等にお尋ねください。

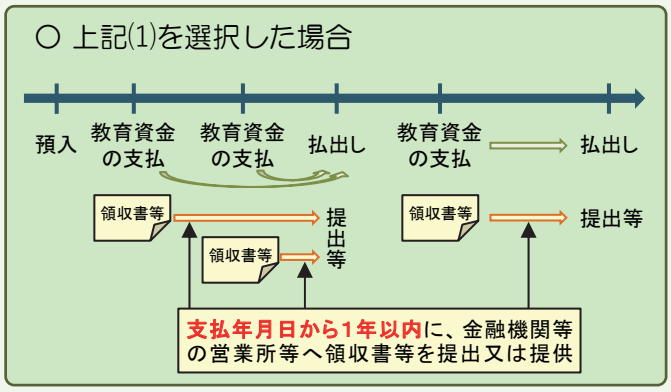
2．教育資金口座からの払出し及び教育資金の支払

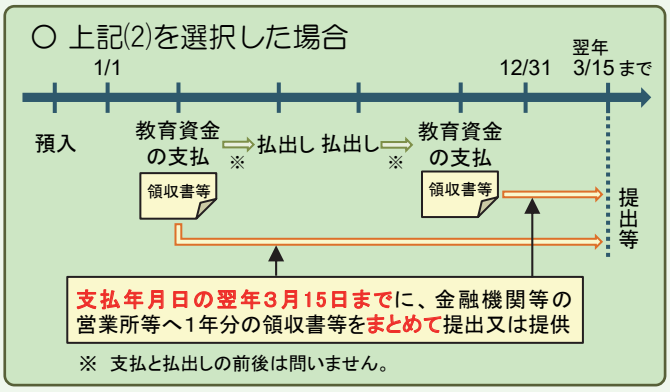
教育資金口座からの払出し及び教育資金の支払を行った場合には、受贈者が教育資金口座の開設等の時に選択した教育資金口座の払出方法に応じ、その支払に充てた金銭に係る領収書など**その支払の事実を証する書類等を、次の(1)又は(2)の提出期限までに金融機関等の営業所等に提出等**をする必要があります。

(1)　教育資金を支払った後にその実際に支払った金額を口座から払い出す方法を選択した場合
　領収書等に記載等がされた支払年月日から１年を経過する日
(2)　(1)以外の方法を選択した場合
　領収書等に記載等がされた支払年月日の属する年の翌年３月15日

(注)　詳しくは、各金融機関等の営業所等にお尋ねください。

（参考）領収書等の提出等のイメージ





3．契約期間中に「贈与者が死亡した場合」の取扱い等

契約期間中に贈与者が死亡した場合において、次の⑴又は⑵に掲げる場合に該当するときは、贈与者が死亡した旨の**金融機関等の営業所等への届出**が必要となり、一定の事由に該当する場合を除き※1、**管理残額**※2が**相続等により取得したものとみなされます**。

⑴　令和３年４月１日以後にその贈与者から信託受益権等の取得をし、この非課税制度の適用を受けた場合

⑵　平成31年４月１日から令和３年３月31日までの間にその贈与者から信託受益権等の取得（その死亡前３年以内の取得に限ります。）をし、この非課税制度の適用を受けた場合

※1　受贈者が贈与者の死亡日において、①23歳未満である場合、②学校等に在学している場合又は③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受けている場合（**②又は③に該当する場合は、その旨を明らかにする書類を上記の届出と併せて提出**した場合に限ります。以下「**23歳未満である場合等**」といいます。）は、相続等によって取得したものとはみなされません。

ただし、令和５年４月１日以後に贈与者から信託受益権等の取得をし、この非課税制度の適用を受けた場合で、同日以後にその贈与者が死亡したときにおいて、その贈与者に係る相続税の課税価格の合計額が５億円を超えるとき（管理残額を加算する前の相続税の課税価格の合計額で判定します。）は、その信託受益権等に対応する部分が、**相続等により取得したものとみなされます**。

２　贈与者の死亡日における**管理残額**は、各金融機関等の営業所等でご確認ください。

その結果、その贈与者から相続等により財産を取得した方（受贈者本人や他の相続人など）それぞれの課税価格の合計額が、遺産に係る基礎控除額を超える場合には、相続税の申告期限までに**相続税の申告**を行う必要があります。

なお、受贈者が贈与者の子以外（孫など）の一定の者である場合には、管理残額のうち、令和３年４月１日以後に贈与により取得した信託受益権等に対応する部分の相続税額について、相続税額の２割に相当する金額を加算する規定（以下「**相続税額の２割加算**」といいます。）が適用されます。

4．教育資金口座に係る契約の終了

教育資金口座に係る契約は、次の⑴～⑸の事由に応じ、それぞれに定める日のいずれか早い日に終了します。

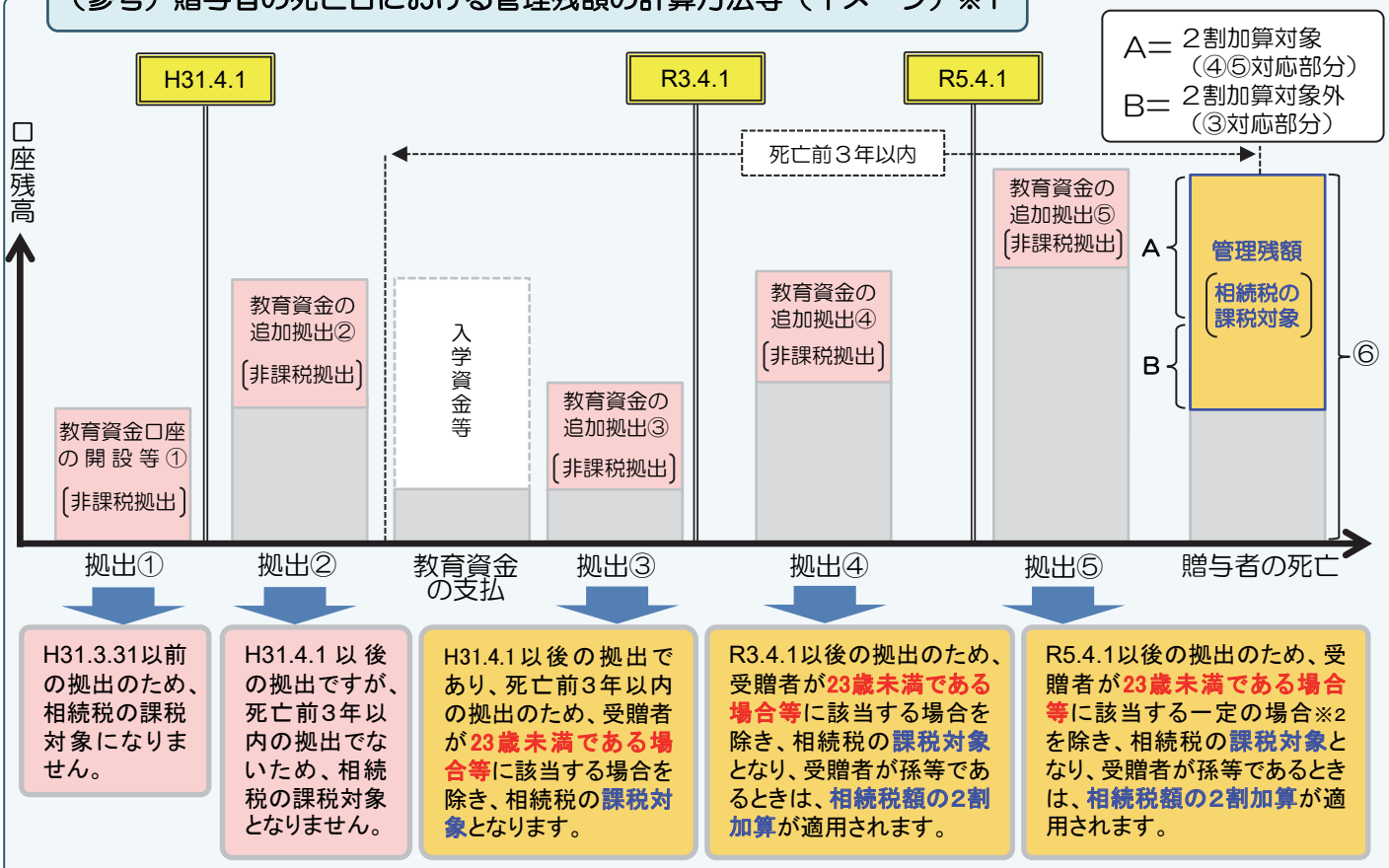
契約の終了事由	終了の日
⑴　受贈者が30歳に達したこと（その受贈者が30歳に達した日において学校等に在学している場合又は教育訓練を受けている場合（これらの場合に該当することについて金融機関等の営業所等に届け出た場合に限ります。）を除きます。）	30歳に達した日
⑵　受贈者（30歳以上の者に限ります。⑶において同じです。）がその年中のいずれかの日において学校等に在学した日又は教育訓練を受けた日があることを、金融機関等の営業所等に届け出なかったこと	その年の12月31日
⑶　受贈者が40歳に達したこと	40歳に達した日
⑷　口座の残高が０（ゼロ）になり、かつ、その口座に係る契約を終了させる合意があったこと	合意に基づき終了する日
⑸　受贈者が死亡したこと	死亡した日

⑴～⑷の事由に該当したことにより、教育資金口座に係る契約が終了した場合に、非課税拠出額から教育資金支出額を控除（相続等により取得したものとみなされた管理残額がある場合には、その管理残額も控除します。）した残額※があるときは、その残額が終了の日の属する年の受贈者の**贈与税の課税価格に算入されます**（⑸の場合には、贈与税の課税価格に算入されるものはありません。）。

その結果、その年の贈与税の課税価格の合計額が基礎控除額を超えるなどの場合には、贈与税の申告期限までに**贈与税の申告**を行う必要があります。

※　**暦年課税で申告を行う場合**、令和５年４月１日以後に取得した信託受益権等に対応する部分は、**一般税率が適用**されます。

（参考）贈与者の死亡日における管理残額の計算方法等（イメージ）※1



拠出①	拠出②	拠出③	拠出④	拠出⑤
H31.3.31以前の拠出のため、相続税の課税対象になりません。	H31.4.1以後の拠出ですが、死亡前3年以内の拠出でないため、相続税の課税対象となりません。	H31.4.1以後の拠出であり、死亡前3年以内の拠出のため、受贈者が**23歳未満である場合等**に該当する場合を除き、相続税の**課税対象**となります。	R3.4.1以後の拠出のため、受贈者が**23歳未満である場合等**に該当する場合を除き、相続税の**課税対象**となり、受贈者が孫等であるときは、**相続税額の2割加算**が適用されます。	R5.4.1以後の拠出のため、受贈者が**23歳未満である場合等**に該当する一定の場合※2を除き、相続税の**課税対象**となり、受贈者が孫等であるときは、**相続税額の2割加算**が適用されます。

○　管理残額の計算

$$管理残額 = ⑥ \times \frac{③+④+⑤（注）}{①+②+③+④+⑤}$$

(注)　贈与者の死亡日において、受贈者が23歳未満である場合等に該当する場合は、分子の③及び④は除かれます。この場合において、贈与者に係る相続税の課税価格の合計額が5億円以下のときには、管理残額は相続等により取得したものとはみなされません。

○　2割加算の対象となる部分の計算(注)

$$管理残額 \times \frac{④+⑤}{③+④+⑤}$$

(注)　贈与者の死亡日において、受贈者が孫等であり、かつ、23歳未満である場合等に該当し、管理残額が相続等により取得したものとみなされる場合には、その管理残額の全額が2割加算の対象となります。

※1　贈与者が1人で、口座から払い出された金銭が全て教育資金の支払に充てられている場合とします。
　2　概要については、3ページをご覧ください。

令和５年度税制改正による主な改正事項について

令和５年度税制改正においては、**適用期限が令和８年３月31日まで３年延長**されるとともに、令和５年４月１日以後に取得する信託受益権等に係る課税上の取扱いについて、次のとおりとされました。

(1)　信託等があった日から教育資金管理契約の終了の日までの間に、贈与者が死亡した場合において、その贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が５億円を超えるときは、受贈者が**23歳未満である場合等**であっても、その贈与者の死亡の日における**管理残額**（非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額）を、その受贈者がその贈与者から**相続等によって取得したものとみなされる**こととされました。

(2)　教育資金管理契約が終了した場合において、非課税拠出額から教育資金支出額を控除（相続等により取得したものとみなされた管理残額も控除します。）した残額に**暦年課税の贈与税が課されるとき**は、**一般税率を適用**することとされました。

（参考）贈与者死亡時における管理残額の相続税課税

課税関係＼拠出時期	～H31.3.31	H31.4.1～R3.3.31	R3.4.1～R5.3.31	R5.4.1～
管理残額の相続税課税	課税なし	死亡前３年以内の非課税拠出分に限り課税あり	課税あり	課税あり
23歳未満である場合等に該当	課税なし	課税なし	課税なし	課税あり※
相続税額の２割加算	適用なし	適用なし	適用あり	適用あり

※　贈与者に係る相続税の課税価格の合計額が５億円以下である場合には、課税されません。

父母などから結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度のあらまし

制度の概要

平成27年４月１日から令和７年３月31日までの間に、18歳以上50歳未満の方（以下「受贈者」といいます。）が、結婚・子育て資金（裏面へ）に充てるため、金融機関等※１との一定の契約に基づき、受贈者の直系尊属（父母や祖父母など。以下「贈与者」といいます。）から①信託受益権を取得した場合、②書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預入をした場合又は③書面による贈与により取得した金銭等で証券会社等で有価証券を購入した場合（以下「結婚・子育て資金口座の開設等」といいます。）には、その信託受益権又は金銭等の価額のうち1,000万円までの金額に相当する部分の価額については、受贈者が金融機関等の営業所等に結婚・子育て資金非課税申告書の提出等をすることにより、贈与税が非課税となります※２。

なお、契約期間中に贈与者が死亡した場合には、その死亡日における非課税拠出額※３から結婚・子育て資金支出額※４（結婚に際して支払う金銭については、300万円を限度とします。）を控除した残額のうち、一定の計算をした金額（以下「管理残額」といいます。）を、その贈与者から相続等により取得したものとみなされます。

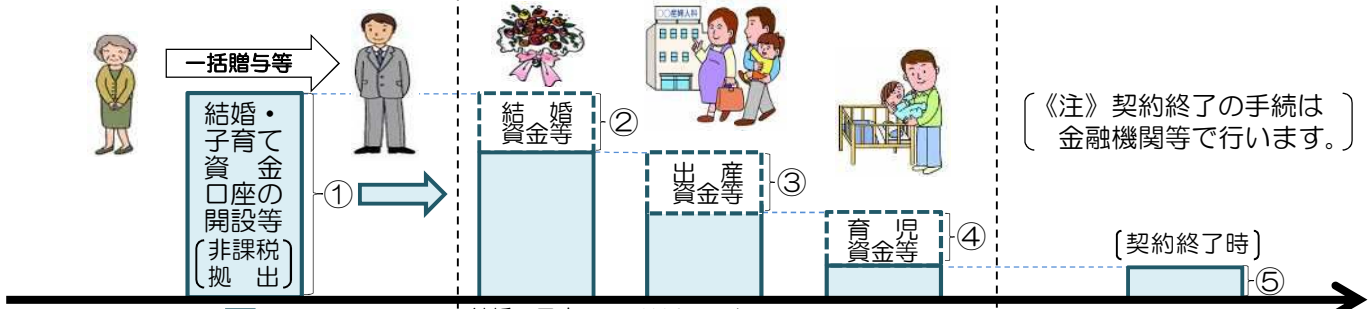
また、結婚・子育て資金口座に係る契約が終了した場合には、非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額を控除（相続等により取得したものとみなされた管理残額がある場合には、その管理残額も控除します。）した残額があるときは、その残額はその契約終了時に贈与があったこととされます。

※１　金融機関等とは、信託会社（信託銀行）、銀行等及び証券会社をいいます。

２　平成31年４月１日以後に取得した信託受益権又は金銭等について、その取得した日の属する年の前年分の受贈者の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合には、この非課税制度の適用を受けることができません。

３　「非課税拠出額」とは、結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書にこの非課税制度の適用を受けるものとして記載された金額の合計額（1,000万円を限度とします。）をいいます。

４　「結婚・子育て資金支出額」とは、金融機関等の営業所等において、結婚・子育て資金の支払の事実を証する書類（領収書等）により結婚・子育て資金の支払の事実が確認され、かつ、記録された金額の合計額をいいます。



制度内容	1,000万円まで非課税	結婚・子育て資金口座からの払出し、結婚・子育て資金の支払等	贈与者が死亡した場合には、管理残額を贈与者から相続等により取得したものとみなされます。	非課税拠出額－結婚・子育て資金支出額〔（①-②-③-④）＝⑤〕について贈与があったこととされます。
主な手続	金融機関等での手続	金融機関等での手続	税務署での手続	税務署での手続
	結婚・子育て資金非課税申告書の提出等	領収書等の提出	相続税の申告書の提出	贈与税の申告書の提出

○　国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】では、「直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税に関するＱ＆Ａ」など、贈与税や相続税に関する情報を掲載しておりますので、是非ご利用ください。

令和５年５月

税務署　この社会あなたの税がいきている

裏面もご覧ください

結婚・子育て資金とは？

⑴　結婚に際して支払う次のような金銭（限度額300万円）をいいます。
　①　挙式費用、衣装代等の婚礼（結婚披露）費用（婚姻の日の１年前の日以後に支払われるもの）
　②　家賃、敷金等の新居費用、転居費用（一定の期間内に支払われるもの）
⑵　妊娠、出産及び育児に要する次のような金銭をいいます。
　③　不妊治療・妊婦健診に要する費用
　④　分べん費等・産後ケアに要する費用
　⑤　子の医療費、幼稚園・保育所等の保育料（ベビーシッター代を含む）など

(注)　費用の内容やその取扱いなど結婚・子育て資金の範囲に関するご質問等は、こども家庭庁少子化対策室へお尋ねください。
内閣府ホームページ【https://www.cao.go.jp】に結婚・子育て資金の範囲に関するQ&Aなどの情報が掲載されています。

１．結婚・子育て資金口座の開設等

この非課税制度の適用を受けるためには、結婚・子育て資金口座の開設等を行った上で、結婚・子育て資金非課税申告書をその口座の開設等を行った金融機関等の営業所等に、信託や預入などをする日（通常は結婚・子育て資金口座の開設等の日となります。）までに提出等をしなければなりません（この申告書は、金融機関等の営業所等が受理した日に受贈者の納税地の所轄税務署長に提出されたものとみなされます。）。

(注) １　受贈者が既に結婚・子育て資金非課税申告書の提出等をしている場合には、原則として、重ねて提出等をすることができません。
２　結婚・子育て資金口座の取扱いの有無等については、各金融機関等の営業所等にお尋ねください。

２．結婚・子育て資金口座からの払出し及び結婚・子育て資金の支払

結婚・子育て資金口座からの払出し及び結婚・子育て資金の支払を行った場合には、受贈者が結婚・子育て資金口座の開設等の時に選択した結婚・子育て資金口座の払出方法に応じ、その支払に充てた金銭に係る領収書など**その支払の事実を証する書類を、次の⑴又は⑵の提出期限までにその金融機関等の営業所等に提出**する必要があります。

⑴　結婚・子育て資金を支払った後にその実際に支払った金額を口座から払い出す方法を選択した場合
　領収書等に記載された支払年月日から１年を経過する日
⑵　⑴以外の方法を選択した場合
　領収書等に記載された支払年月日の属する年の翌年３月15日

(注)　詳しくは、各金融機関等の営業所等にお尋ねください。

契約期間中に「贈与者が死亡した場合」の取扱い等

- 贈与者が死亡した旨の金融機関等の営業所等への届出が必要となります。
- 管理残額を受贈者が贈与者から相続等により取得したものとみなされます。したがって、その贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の計算に当たっては、その管理残額を含めて課税価格の計算をする必要があります。
　その結果、その贈与者から相続等により財産を取得した方（受贈者本人や他の相続人など）それぞれの課税価格の合計額が、遺産に係る基礎控除額を超える場合には、相続税の申告期限までに相続税の申告を行う必要があります。
- 受贈者が贈与者の子以外（孫など）の一定の者である場合には、管理残額のうち令和３年４月１日以後に取得した信託受益権又は金銭等に対応する部分は、相続税額の２割加算の適用があります。

(注)　贈与者の死亡日における管理残額は、各金融機関等の営業所等でご確認ください。

３．結婚・子育て資金口座に係る契約の終了

結婚・子育て資金口座に係る契約は、次の⑴～⑶の事由に該当したときに終了します。

⑴　受贈者が50歳に達したこと
⑵　口座の残高が０（ゼロ）になり、かつ、その口座に係る契約を終了させる合意があったこと
⑶　受贈者が死亡したこと

⑴・⑵の事由に該当したことにより、結婚・子育て資金口座に係る契約が終了した場合に、非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額を控除（相続等により取得したものとみなされた管理残額がある場合には、その管理残額も控除します。）した残額※があるときは、その残額が終了の日の属する年の受贈者の贈与税の課税価格に算入されます（⑶の場合には、贈与税の課税価格に算入されるものはありません。）。

その結果、その年の贈与税の課税価格の合計額が基礎控除額を超えるなどの場合には、贈与税の申告期限までに贈与税の申告を行う必要があります。

※　暦年課税で申告を行う場合、令和５年４月１日以後に取得した信託受益権又は金銭等に対応する部分は、一般税率が適用されます。

税務署・国税局

（法人税）

研修会等についてのアンケート【05.6.7】

今後開催する各種研修会・説明会の内容をより充実させるため、お手数ですが、以下のアンケートについて、皆様方のご意見をお聞かせください。

１　次の各項目について、該当する番号を○印で囲んでください。
（複数の研修項目がある場合は、研修全体を通じてのご感想をご回答願います。）

項　　目	良　　い	やや良い	どちらともいえない	やや悪い	悪　　い
全体的な印象	５	４	３	２ 上記の場合その理由	１
研修のテーマ	５	４	３	２ 上記の場合その理由	１
説明の分かりやすさ	５	４	３	２ 上記の場合その理由	１
内容の有用度	５	４	３	２ 上記の場合その理由	１
資料の充実度	５	４	３	２ 上記の場合その理由	１

２　上記のほか、研修会等についてのご意見、ご要望等がございましたら、お寄せください。

＜ご協力ありがとうございました。＞

税務署・国税局

（所得税）

研修会等についてのアンケート【05.6.7】

今後開催する各種研修会・説明会の内容をより充実させるため、お手数ですが、以下のアンケートについて、皆様方のご意見をお聞かせください。

１　次の各項目について、該当する番号を○印で囲んでください。
（複数の研修項目がある場合は、研修全体を通じてのご感想をご回答願います。）

項　　目	良　　い	やや良い	どちらともいえない	やや悪い	悪　　い
全体的な印象	５	４	３	２ 上記の場合その理由	１
研修のテーマ	５	４	３	２ 上記の場合その理由	１
説明の分かりやすさ	５	４	３	２ 上記の場合その理由	１
内容の有用度	５	４	３	２ 上記の場合その理由	１
資料の充実度	５	４	３	２ 上記の場合その理由	１

２　上記のほか、研修会等についてのご意見、ご要望等がございましたら、お寄せください。

＜ご協力ありがとうございました。＞

（資産税）

研修会等についてのアンケート【05.6.7】

今後開催する各種研修会・説明会の内容をより充実させるため、お手数ですが、以下のアンケートについて、皆様方のご意見をお聞かせください。

１　次の各項目について、該当する番号を○印で囲んでください。
（複数の研修項目がある場合は、研修全体を通じてのご感想をご回答願います。）

項　　目	良　　い	やや良い	どちらともいえない	やや悪い	悪　　い
全体的な印象	５	４	３	２ 上記の場合その理由	１
研修のテーマ	５	４	３	２ 上記の場合その理由	１
説明の分かりやすさ	５	４	３	２ 上記の場合その理由	１
内容の有用度	５	４	３	２ 上記の場合その理由	１
資料の充実度	５	４	３	２ 上記の場合その理由	１

２　上記のほか、研修会等についてのご意見、ご要望等がございましたら、お寄せください。

＜ご協力ありがとうございました。＞